

官報

号外

平成十年三月十日

○第四百十二回 衆議院會議録 第十五号

平成十年三月十日(火曜日)

午後零時三十分 本会議

○本日の会議に付した案件

与謝野馨君の故議員新井将敏君に対する追悼演説

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)、法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第四百五十四番、長崎県第四区選出議員、宮島大典君。

(宮島大典君起立、拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

議員新井将敏君は、去る二月十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

新井将敏君に対する弔詞は、議長において去る二月二十四日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに消費者問題等に関する特別委員長に就任したたられた議員新井将敏君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員新井将敏君に対する追悼演説

○議長(伊藤宗一郎君) この際、弔意を表するため、与謝野馨君から発言を求められております。これを許します。与謝野馨君。

(与謝野馨君登壇)

○与謝野馨君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員新井将敏君は、去る二月十九日逝去されました。前日まで君のお姿をお見かけしておりましたので、この余りにも突然の訃報に言葉もなく、ただただ今もって信じがたい思いであります。しかしながら、今こうして議場を見渡しても君の姿を見出せない現実にはひとしお痛惜の念を覚え、さらに、君が愛してやまなかった真理子夫人を初め残された御遺族のお気持ちに思いをめぐらすとき、新たな悲しみに包まれるのであります。

私は、ここに諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

新井君は、建設業を営む御両親の一人息子として、昭和二十三年一月大阪市北区にお生まれになり、新井君御自身が本院予算委員会において御発言されましたように、在日韓国人として生まれ、十六歳で日本国籍を取得されました。御両親に非常にかわいがられ大切に育てられた君は、負けん気は強いが他人を攻撃するわけではなく、自分にいつも目標を掲げ突っ走るタイプであったと言われるような少年時代を送り、その後、地元の中学校から大阪府立北野高等学校に進学され、在学中はバスケット部で御活躍されながら成績は常に学年の上位一割、まさに文武両道の道を歩まれ、当時の同級生は、女の子と一緒に姿を見かけることもなく硬派だったと振り返っております。

その後、東京大学理科I類へ進学されましたが、当時、安田講堂事件に象徴されるように、いわゆる全共闘世代による学生運動が全国の学園を席巻しておりましたが、この学生運動を通じてマルクス経済学に強く興味を示された君は、みずからが目指していた物理学者への道から経済学部へと転部されたのであります。

大学卒業後、新日本製鐵畑製作所勤務の後、国家公務員上級職試験に合格され、昭和四十八年

大蔵省に入省、主計局総務課を振り出しに、大臣官房、大阪国税局勤務を経て、厚生省に出向されました。医務局の係長として医師優遇税制の見直しを手がけられた君は、当時の故渡辺美智雄厚生大臣から電話がかかると資料をそろえて大臣室に飛び込まれ、「新井だけは大臣室にフリーパス」と言われたほど懸命に職務に励まれたのであります。このとき、渡辺先生の知遇を得たことが、後年、君の政界進出の契機となったと承っております。

その後、大蔵省に戻られた君は、酒田税務署長、銀行局総務課課長補佐などを経て、渡辺美智雄大蔵大臣の秘書官に抜てきされ誠心誠意職務を果たされた後、昭和五十七年五月大蔵省を退官し、政界を目指されたのであります。昭和五十八年、第三十七回総選挙が行われるや、新井君は、総選挙のたびに各党の有力候補が激しく議席を争う激戦区と言われた旧東京都第二区から勇躍立候補されました。

当時は、後援会もなく余り顔も知られていない君は、御自身が納得できる選挙運動を心がけられ、JR大森駅や蒲田駅の駅頭に立ち、ハンドマイクを片手にサラリマンや中小企業者の減税などを何時間もひたむきに訴え、また、自転車を押して路地から路地へとくまなく回るなど、御夫妻が相携えて熱心に運動を展開されたのであります。しかしながら、まさにゼロからのスタートであった新井君は、新人候補として健闘したとはいえ、涙をのみ、次点に甘んじたのであります。

昭和六十一年七月六日、衆参同日選挙であった第三十八回総選挙に再度挑戦され、孤軍奮闘する君の姿に地元の方は「蒲田のロッキーマン」と呼び、絶大な支援を送ったのであります。そして君は、十万余票を獲得し、見事初当選の栄冠をかち取られたのであります。

かくして本院議員に当選すること四回、在職十一年八カ月に及んだ君は、この間、大蔵、外務、科学技術委員会等の各委員及び理事として、精進

平成十年三月十日 衆議院會議録第十五号

故議員新井持敬君に対する追悼演説 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案について

二

した経済知識を生かし、若手の政策通として御活躍をされました。

新井君が科学技術委員会理事としてその職責を全うされていた平成二年当時は、私がちょうど科学技術委員長を務めていたときでございます。同年七月、新井君を初め他の委員の方々と、欧州各国の科学技術調査及び原子力施設視察のためフランス、ドイツ等を訪問をいたしました。新井君はフランスの再処理工場等を熱心に御視察され、エネルギー関係高官との懇談においても積極的に御発言されるなど、政策に明るい君のはつととした姿を思い出します。

また、平成八年一月、消費者問題等に関する特別委員長に就任された君は、誠実に公正、円満な委員会運営に努められ、委員長の重責を果たされたのであります。

一方、自由民主党におきましては、国際局長、国民運動本部推進部長、通信部会副部長等々の要職を歴任され、党の政策立案に寄与されました。

平成四年の佐川急便事件を契機に「党の信頼回復を考える会」を結成し代表を務められるなど、政治改革に熱心に取り組まれた君は、政界再編の流れの中で一時、自由民主党を離れ、私と政治理念を異にした時期もありましたが、平成八年十月の第四十一回総選挙には、小選挙区比例代表並立制の新制度のもと、無所属候補として東京都第四区から出馬、見事四回目の当選を果たされたのであります。

当選された後、「政党の支援がないと天と地の開きがあり、右手を縛って相撲をとったようだ」と述べられておりますが、選挙区の変更こそあれ、同じ東京都内で選挙を戦った者として、この言葉から君の苦勞をうかがい知ることができるとであります。

君はまた、学生時代から愛好されたバスケットボールを初め、スキー、テニスなど何でもこなさ

れ、音楽でもクラシックからポップスまで精通されており、まさに多才な趣味の持ち主でありました。マスコミのインタビューでは、政治、経済だけでなく、家族や趣味などについても積極的に語られ、新しいタイプの政治家と言われたのであります。

思うに君は、御自身の著述からもうかがえるように、政治の究極にあるものを真摯に追求され、「筆端を愛読する」など、物静かで淡々としている中にも強い信念をお持ちの政治家でありました。

ここに、同僚議員としてまことに苦渋に満ちた気持ちで触れるわけですが、証券会社の利益供与事件にかかわる経緯は、議員一同既に御承知のとおりでございます。

君は、みずからの矜持、理念、そして責任等、深い苦悩と心の葛藤の中にあつたのではないでしようか。しかし、私にはその深遠をうかがい知ることができません。まことに残念に存じます。

人生八十年と言われる現在、政治家にとってこれからという五十歳の若さでの御逝去は惜しみても余りあるものがあり、君の胸中を察するに、その無念さはいかばかりでありましょう。今は、天にあって安らかに眠ることと存じます。

ここに、謹んで新井持敬君の御冥福をお祈りするとともに、奥様を初め御遺族の皆様深く哀悼の意を表しまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤 忠) この際、内閣提出、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する

法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣松永光君。

(國務大臣松永光君登壇)

○國務大臣(松永光君) ただいま議題となりました平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十年度予算につきましては、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的、効率的に配分したことにより、前年度当初予算に対して一般歳出について五千七百五億円の、一・三%の増減を達成するとともに、公債減額一兆千五百億円を実現するなど、財政構造改革のさらなる一歩を進めたところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から三千四百億円減額したものの、引き続き平成十年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、平成十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成十年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、七千億円を控除した金額を繰り入れるものとするともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引き下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、法人税率について、基本税率を三七・五%から三四・五%に、中小法人の軽減税率等を二五%に引き下げることであります。

次に、法人税の課税所得の計算について、賞与引当金等の廃止、貸倒引当金の繰入限度額の計算方法の見直し、長期工事の収益計上方法の見直し等、所要の経過措置を講じた上、その適正化を図ることとしております。

また、所得税についても、法人税に準じて課税所得の計算の適正化を図るほか、特定扶養親族に係る扶養控除額の引き上げ等を行うこととしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近における金融経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地住宅税制等について適切な措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融関係税制について、有価証券取引税及び取引所得税の税率の半減、特定の株式の取得に係る経済的利益の非課税制度の改組、銀行持株会社に係る措置の創設等を行うこととしております。

第二に、土地住宅税制について、地価税の臨時

を繰り入れるものとするともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引き下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずるものであります。

的な課税停止、個人、法人の土地譲渡課税の大幅な軽減、事業用資産の買いかえ特例の拡充、居住用財産の買いかえに係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、沖縄の経済復興や中心市街地の活性化に資する措置を講ずるほか、既存の特例措置の整理合理化等による課税の適正化を行うこととしております。

そのほか、いわゆるオフショア勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等適用期限の到来する特例措置について、これを延長する等の措置を講ずるほか、阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地の所有権等の移転登記に係る登録免許税の免税措置の創設等及びしゅうちゅう等の酒税の税率改正時期の変更等を行うこととしております。

以上、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○藤田幸久君(藤田幸久君登壇) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。藤田幸久君。

(藤田幸久君登壇)

○藤田幸久君 私は、民友連を代表し、ただいま提案のありました平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置

法等の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

後世の歴史家は、二度の世界大戦や世界規模での冷戦などに代表される戦乱と覇権争いに明け暮れた二十世紀を振り返り、日本という特異な国の興亡に目を寄せることがあるかと思ひます。三世紀にわたる鎖国から明治維新をなし遂げた日本は、今世紀に入り、富国強兵の道を常軌を逸して突っ走り、大やけどをした後は、冷戦と平和の最大の受益者としての恵まれた環境を生かして経済大国となりました。

しかし、その経済大国は、世界を凌駕する技術と人材とそして資金を一時期擁しながら、そのお金はだぶついて世界じゅうにあふれ出て、個々の国民や社会インフラを飛ばして、使われることなく、一過性のバブルのごとく消え去ってしまったという姿です。国民飛ばしはこうして起こったのであります。

そして、この戦後日本の半世紀近くを動かしたシステムの中心がMOP、大蔵省であります。MOPは、今外人の間で、ミニストリー・オブ・ファイナンス、つまり偽りあるいは粉飾の省、あるいはミニストリー・オブ・フェーリアー、失敗の省とも呼ばれております。

フェーリアー、つまり金融行政の失敗については、一九八五年のプラザ合意後、低金利による金融政策だけに頼った景気刺激策を続けてバブルを生じた失敗。さらには、バブルが崩壊し、銀行の不負債問題になった後も超低金利政策だけに頼った失敗。一方、時価主義をとる世界の流れに反して、保有株の評価の原価法を認めたり、証券会社の飛ばしを実質的に指導するなどのフェイク、つまり粉飾を行うなど、さまざまな失敗を行って今日に至りました。

このMOPに代表されるシステムや最近その一部が暴露されてきた汚職体質そのものを抜本的に改めない限り、日本全体が粉飾国家のレッテルを張られ、後世の歴史家の評価にたえられない存在

となると思いますが、総理、いかがでしょうか。

こうしたフェーリアーやファイナンスが続く中、今日、我が国の経済、景気はますます氷のように冷え込んでいく様相を呈しております。銀行の貸し渋りや雇用不安などの中で、若い善良な経営者の自殺も相次ぐ昨今の厳しい状況を、総理はどうお感じなのでしょうか。

総理は、二兆円特別減税実施を決定して以来、財政構造改革と景気対策を両立しつつ、臨機応変の対応を行うと強調しておられます。ところが、自民党首脳からは、まさに予算審議をしているそのさなかに、財政構造改革についての政策転換や予算成立直後の十兆円の景気対策を含む補正予算編成が声高に叫ばれております。国民に向かつて、これまでの政策判断の誤りとその責任を認めることもせず、その場しのぎの場当たり的対応をいつまで続けていくつもりでしょうか。

今求められているのは、イギリスのファイナンシャル・タイムズがストリッップ・ティーズとからかっているような、世界の気を引きながら時間稼ぎの対策を小出しにちらつかせたり、外国向けと国民向けで説明を使い分けるようなやり方ではありません。現在の冷えた切った消費マインドに直接インパクトを与えるとともに、我が国の中長期的な経済構造改革につながる抜本的対策として、既に民友連が提案しておる六兆円規模の恒久減税等を大胆に実行していくことであると私は確信しております。

自民党の山崎政調会長は、減税は公共事業よりも効果が薄い、消費性向が低いので減税しても消費には回らないと述べております。これは、国民一般に回る減税よりも、建設業界からの票や政治献金の還流が期待できる公共事業への強い思い入れを述べたものではないでしょうか。私は、むしろ恒久減税によって将来の所得機会が確保され、さらに望むべくは、政権交代が実現すれば、消費の著しい回復が実現すると思ひます。総理のお考えをお聞かせください。

以下、それぞれの法案の内容に関連して、具体的にお尋ねいたします。

平成十年度特例公債法案では、予算総則に書かれた七兆一千三百億円の範囲内で特例公債を発行できることとしております。これまでの政策判断の誤りや、行政改革による歳出削減の不徹底が、これだけの将来世代へのツケ回しを余儀なくされております。

こうして歴代政権が招いた巨額の財政赤字の中で大幅な減税を実行しようと思えば、現状ではやはり特例公債にある程度依存せざるを得ません。問題は、公債を建設国債に限定している現在の財政法と、これを前提として財政をがんじがらめに縛っている財政構造改革法のあり方にあると考えます。これらの法律の規定は、景気対策の柱となるべき減税を困難にすると同時に、恩恵に偏りがある従来型の公共事業を野方図に繰り返す効果しか生んでいないのではありませんか。

政府は、補正後の九年度予算との比較で、特例公債発行にまだあと一兆三千億円の余裕があると表明しておりますが、これこそまさにその場しのぎの苦しい弁明にほかなりません。それとも、初めから大型の十年度補正予算編成を行うことを念頭に置いて、駆け込みで九年度補正の特例公債追加発行を行って天井を引き上げたのでしょうか。総理は、公債発行についての財政法の規定について、どのようにお考えでしょうか。また、現行の財政構造改革法から逸脱することなく抜本的な景気対策が本当に可能とお考えなのではないでしょうか。御見解をお示しください。

続いて、いわゆる隠れ借金とされる一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例についてお尋ねします。

法案によれば、政府は、厚生年金のいわゆる経過的国庫負担について、現在の厳しい財政状況のもとでの特例措置として、来年度七千億円を繰り延べするとしております。その結果、厚生年金の繰り延べ総額は約二兆七千九百九十億円となり、国

民年金の繰り延べ約一兆七千五百五十億円とあわせ、国は年金会計全体に四兆四千七百四十億円もの借金をすることになります。私は、この繰り延べについて、ある程度やむを得ないとも考えますが、その返済方法が問題であります。

この法案には、「後日」返すとしか書いてありません。過去、昭和五十七年度から平成元年度分までの繰り延べ分約二・七兆円については、折しもバブル経済による自然増収のおかげで、二度の補正予算で返済することができましたが、現在の経済状況下では、この四・五兆円もの累積債務繰り延べ額の返済は相当に困難をきわめるものと思わざるを得ません。私は、「後日」返すというのではなく、期限と方法を明記して計画的に返済すべきであると考えます。この点、大蔵大臣の明確な御答弁を求めます。

次に、税二法案についてお尋ねいたします。企業活力の発揮や新規産業、企業の創出等を通じた生産効率の向上など、我が国の経済構造改革を進めていくためには、法人課税の課税ベースや税率を思い切って見直していくことが重要であり、この点で、今回の法人税法改正案は、方向性において評価できるものであると考えます。

しかしながら、政府案においては、地方税を含めた法人に対する実効税率は、四九・九八％から四六・三六％へと、わずか三％余りの引き下げにとどまっており、平均して四〇％前後と見られる欧米諸国と比べると、依然高いと言わざるを得ません。大蔵省は、少なくとも国税部分だけで見れば、既に米国よりも低い水準であると弁明しておりますが、この際、国税部分の表面税率を三〇％程度まで思い切って引き下げ、経済活性化を目指す

すべきではないでしょうか。総理の御所見をお示しください。

我が国金融・証券市場が、フリー、フェア、グローバルな市場として発展するためにも、金融市場の整備にあわせて、課税の適正、公平の観点も踏まえつつ、金融・証券税制のあり方について、さらに検討を行う必要があります。

この点、特に今回の改正案では、取引流通コストを高めている現行の有価証券取引税、取引所税を半減することとしており、また、政府の税制改正要綱では、平成十一年末までに見直し、廃止するとの方向性も示しております。しかし、今後一層拡大するであろうデリバティブ等の新しい金融商品、取引にとって、これら流通税の存在が大きなネックとなることは明白であり、本年四月には改正外為法が施行されることもあわせて考えれば、我が国金融・証券市場の国際競争力向上の観点から、二年後の見直しではなく、即刻廃止すべきではないでしょうか。

同時に、株式譲渡益課税については、現在のみなし譲渡益率を用いる源泉分離課税や申告分離課税との選択制を抜本的に改め、実際の譲渡益課税に応じた源泉分離課税や納税者番号制度の導入による総合課税化について、早急に具体化を検討すべきであると考えます。大蔵大臣の所見をお示しください。

経済構造改革の推進が我が国の最重要政策課題とされている中で、自動車関係保証の特例については、今回の法案の中で五年延長することとしております。しかし、今日、既に国の道路特定財源は消化し切れずに余っており、財政構造改革の重要な柱の一つである公共投資の重点化、効率化の

要請にも真っ向から反し、資源配分を著しくゆがめております。道路特定財源制度のような悪弊は、この際、思い切って廃止すべきではありませんか。

また、租税特別措置の整理合理化については、今回、廃止一件に対して新設五件であり、企業関係租税特別措置全体でわずか二百億円程度の増収にとどまっております。新設項目については冲縄関係等が主ではありますが、法人課税ベース見直しの観点からは、既存の措置の全廃に近い、思い切った見直しが必要であると考えます。

これら二点の問題について、大蔵大臣の御所見をお示しください。

今回の法案とは直接関係ございませんが、先週NPO法案がようやく参議院で修正可決され、本院に送付されました。ともかく一步を踏み出すことが重要でありましたが、NPOへの優遇税制導入などが今回の大きな課題として残されております。この点について、現時点で、大蔵大臣としてどのようにお考えか、御所見を賜りたいと存じます。

さて、最後になりましたが、金融問題に関連してお尋ねいたします。

大蔵省が構造的汚職の全容解明をなおざりにしたまま強引に進めた三兆円の公的資金導入、とりわけ銀行への横並びの資本注入は、大蔵省による護送船団行政の復活そのものです。今与党の中から、危機に瀕している銀行から公的資金を導入すべきとする堀山私案が提起され、また、福岡銀行頭取ら地方の銀行経営者からも公然と批判が出ております。しかし、実際には、アジアに過剰投資した日本

の都市銀行がアジアの経済危機によってそれまでの含み益を大幅に失ったその補てんの意味が大きいのと思われまふ。この点について、総理、逃げずに率直なお答えをいただきたいと思ひます。

一方、公的資金、つまり国民の血税をこれだけ金融機関に投入するならば、まず阪神・淡路大震災の被災者を優先すべきだというのが国民の多くの声と思いますが、総理はこうした声に聞く耳をお持ちでしょうか。

ところで、金融検査官らの逮捕、起訴に続き、大蔵省証券局のキャリアが相次いで逮捕され、けさは銀行局幹部への接待が報道されるに至りました。私は、これらの逮捕によって、山一証券の飛ばし、簿外債務問題への松野元証券局長を初めとする大蔵省の関与、大蔵省幹部職員の日常的、構造的な腐敗、癒着の真相が具体的に司法の手を待つばかりでなく、大蔵省自身も内部から自浄作用を発揮すべきだろうと思ひます。それが、ミニストリー・オブ・フェーリヤーやミニストリー・オブ・フエイクをミニストリー・オブ・フエアネス、公正の省にして、国民、市場、そして世界から信頼を得る道と思ひます。フェアな日本をつくるための総理の取り組みをお尋ねして、私の質問を終わります。

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 藤田議員にお答えを申し上げます。

まず、大蔵省に代表されるシステムを抜本的に改めるべきだという御指摘がありました。

私は、御指摘を相当程度、感と同じくいたします。なぜなら、この十年来の経済困難を克服し、また、制度疲労を起してまいります我が国のシステム全体を改革することが必要だと考えているか

らであります。我が国がより安定、発展を続けていきますために、各般の改革を内閣の総力を挙げて進めてまいります。

汚職体質という点についての御指摘がございました。

今般、特定の人間に対する利益の供与から端を発しました今回の事件、現在もお捜査が続いております。この中から我々はきちんとその教訓を受けとめ、今後の行政に生かしていかなければなりません。綱紀の一層の保持、透明性の高い行政に転換を図ってまいります。

また、銀行の貸し渋りや雇用不安についても御指摘がございました。

政府としては、特別減税また九年度補正予算に加え、いわゆる貸し渋り対策や金融システム安定化対策など、財政、金融両面にわたるさまざまな措置の実施が経済の先行きに対する不透明感を払拭し、我が国経済の回復に資するもの、そのように考えておる次第であります。

次に、経済、財政の運営についてのお尋ねがございました。

私は、財政構造改革の必要性は何ら変わるものではないと思っております。同時に、経済の実態や金融システムの状況等を考えながら、臨機応変の措置をとっていくことも当然必要なことだと思っております。こうした考えのもとに政府が講じております財政、金融両面にわたるさまざまな措置、それは相乗効果を持って、我が国経済の回復に寄与していくと考えております。

委員から御指摘のありました大規模な減税につきましては、この実施が後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うという問題がこ

ざいます。また、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にある中において、税負担のあり方としても問題があると考えております。

次に、公債発行についての財政法の規定についてお尋ねがありました。

財政法は、健全財政主義の原則のもとに、世代間の負担の公平の観点から合理的と考えられる範囲内において、例外的に建設公債の発行を認めております。こうした原則から離れて、建設公債と特例公債の区分をなくすことにつきましては、公債発行が安易に流れるおそれがありますことから、慎重でなければいけないのではないかと、そう思います。

なお、予算におきましては、公債発行対象経費であるかどうかということにかかわらず、それぞれの経費の必要性を精査しながら、重点化、効率化に努めてまいりました。これからそうした努力を払っていききたいと思っております。

次に、九年度補正予算における特例公債の追加発行についてお尋ねがございました。

九年度補正予算につきましては、特別減税の実施や最近までの収入実績等を勘案し、税収減を見込み、その他収入の増加などを見込んでもお不足する歳入につきましては、やむを得ざる措置として公債を追加発行し、特例公債につきましては、既に議員御承知のように、特別減税、臨時福祉特別給付金などに係る財源として、一兆四百八十億円を追加発行することといたしました。

また、財政構造改革と景気対策について繰り返しお尋ねでありますけれども、財政構造改革の必要性、また、経済、金融情勢の変化に即応した臨

機の措置、これは私は二者択一の問題ではないと考えております。

次に、法人税の税率についてのお尋ねがございました。

法人課税の水準につきましては、国際水準に近づけていくことが重要であると考えております。その一環として、今回、法人課税につき、課税ベースを適正化しながら、法人税の基本税率を三・四・五％、法人事業税の基本税率を一一％にそれぞれ引き下げることにいたしました。今回の引き下げにより、法人税の基本税率は他の主要先進国並みか、またはそれ以下の水準になります。

こうした改革は、企業活力の発揮など、経済構造改革の推進に資するものと考えておりますが、今後の法人課税のあり方については、当面、法人事業税における外形標準課税の検討が、法人課税の実効税率の議論にもつながることを念頭に置きながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、資本注入策についての異論がある、こうした点についてのお尋ねがございました。

金融安定化緊急措置法に基づく優先株や劣後債などの取得につきましては、金融の危機的な状況に対処して金融システムの安定化を図るために行うものでありまして、個別金融機関の救済とならぬよう、金融危機管理審査委員会が公正な手続により審査基準を策定し、現在、各金融機関からの申請に対し厳重な審査を行っておられるものと承知しております。

審査委員会におきましては、堀山私案のような御提言を初め、さまざまな考え方に耳を傾けながら、適切に判断され、金融システム安定化策を進

めていかれるものと考えています。

次に、阪神・淡路大震災関連のお尋ねがございました。

政府としては、これまでも公営住宅の大量供給とその家賃の大幅な引き下げ、阪神・淡路復興基金を活用した生活再建支援金の給付に対する地方財政措置など、さまざまな支援策を講じてまいりました。これからの政府は、被災者の生活再建に向け、関係地方公共団体とも御相談をしながら、これらの支援策を着実に推進してまいります。

最後に、大蔵省の不祥事は、司法の手を待つばかりではなく、自浄作用を発揮すべき、そのような御意見をいただきました。

この一連の不祥事につきまして、事実説明を急ぐことにより、なぜこのような事件が起きたのかを国民の前に明らかにしてまいらなければなりません。

そのために、現在大蔵省において行っております内部調査につき、できる限り早期にその結果を取りまとめることと、問題のある者がおりました場合には厳正な処分を行わなければならないと考えており、松永大蔵大臣を中心に一生懸命努力をしていくと信じております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光君登壇)

○国務大臣(松永光君) 藤田議員にお答えいたします。

厚生年金庫庫負担の繰り入れの特例についてのお尋ねですが、今回及び過去の繰り延べ措置に関する返済の時期、方法等返済の具体的内容については、今後の国の財政状況等を勘案する必要がある

り、現時点で明らかにすることは困難ですけれども、政府としては、運用収入相当額も含めた繰り延べ分を、国の財政状況を勘案しつつ、できるだけ速やかに繰り入れることしたいと考えておるところでございます。

次に、有価証券取引税及び取引所税についてのお尋ねですが、これらの税については、その税率を本年四月から半減し、さらに、平成十一年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案しつつ見直しをし、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとしております。

株式譲渡益課税についてのお尋ねですが、源泉分離課税を選択すると一定部分を上回る部分の譲渡益が課税対象から外れることは否定できず、このため、平成十年度答申において、申告分離課税への一本化が適正化の方向とされているところであり、いずれにせよ、今後の証券市場の状況や金融システム改革の進展状況等を踏まえつつ、適正化を進めていく必要があると考えております。

なお、総合課税については、総合課税と分離課税のメリット、デメリットを勘案しつつ、納税者番号制度の検討状況を見ながら、幅広く国民的な議論を行っていくのが適当であると考えております。

特定財源制度についてのお尋ねですが、特定財源は、特定の歳出に結びつくことにより財政の硬直化を招くという問題がある反面、特定された公共サービスの受益と負担との間にかなり密接な対応関係が認められる場合に、一定の合理性を持つものと考えております。

なお、道路整備については、自動車重量税に係

る歳出面での取り扱いについて、道路関係社会資本への活用を図ることにより、その運用の見直しを行っているところであります。

租税特別措置についてのお尋ねですが、平成十年度の税制改正におきましても、現下の重要な政策課題に対応する一方、既存の諸措置については、その政策目的、効果等を十分に吟味しつつ、さらには法人税の課税ベースの見直しの観点をも踏まえ、整理合理化に努めたところであります。今後とも、租税特別措置については、ただいま申し上げました観点を踏まえながら、その整理合理化を徹底していくことが重要であると考えるております。

NPOの優遇税制の導入についてのお尋ねですが、今後、NPO法人に対する税制上の支援措置を検討する際には、実際にどのような団体がNPO法人としての資格を取得することになるのか、どのような活動が展開されるのか、その実態を見きわめた上で慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 若松謙維君。

〔若松謙維君登壇〕

○若松謙維君 私は、平和・改革を代表して、税制改正関連三法案につきまして、橋本総理並びに関係大臣に質問いたします。

税制を議論する前に、私は、三月五日の証券局総務課長補佐横原容疑者の逮捕に関して触れないわけにはまいりません。松永大蔵大臣は、大臣就任後間もなく開かれた二月三日の大蔵委員会、大蔵省の中でまた司直の手が及ぶというケースが

出てきた場合の対応について聞かれました。そのとき大臣は、政治家としてのきちっとした身の処し方をしたいと答えられました。この意味は辞表を出すことが一般的な理解と考えますが、大蔵大臣の見解をお尋ねします。

また、近日中に大蔵省キャリアから追加逮捕が出るとの報道も出ています。昨日の予算委員会でも、現職証券局長が八百六十万円の接待贈与を受けているという議論がありました。司直の手が及ぶ前に、大臣みずから接待等の贈与を受けた職員を処分するお考えがあるのか伺います。

さらに、今までの大蔵省体質から考えて、新たに追加逮捕が出るものと認識しているのかお伺いします。そしてそうだった場合、大臣みずからの責任をどうとられるのか、あわせて伺います。それだけではなく、近日中に日銀幹部の逮捕もあると伝わっています。もしそれが事実となれば、国民は大蔵省不信だけでは済まず、金融の番人である日銀からも逮捕者が出れば、大蔵大臣だけの辞任では到底不十分であり、元大蔵省事務次官であった日銀総裁の辞任も当然と考えます。そうなったら、国民はもうだれを信用してよいのかわからず、混乱のきわみとなります。そのときは、結局総理大臣を筆頭に、大蔵大臣、日銀総裁の同時辞任しか金融財政の信頼を回復する方法はありません。

昨年以来官僚をかばい続けた総理の認識の甘さ、そして責任は極めて重大であります。大勢の国民を代表して伺っておりますので、総理の責任ある答弁を聞かせてください。さて、税制という、国民にとって極めて関心の高い法律を扱う大蔵省は、どの省庁よりも高い倫

理性が求められるのは当然であり、また、今後の大蔵省不祥事を阻止し、早急にその信頼回復を得なければなりません。このため、私たち全野党は、国家公務員の接待贈与及び資産に関する報告に欠陥が明らかになったときには懲役または罰金の規定を盛り込んだ国家公務員倫理法案を二月二十七日衆議院議長へ共同提出いたしました。

一方、政府・与党も同様の法案を準備していると聞きますが、具体的な中身が見えません。単なる口約束なのか、または野党提案より厳しいものなのか、総理の答弁を求めます。

また、国会議員の株取引についても一言申し上げます。本年一月に訪米された額賀官房副長官の発言により、一万四千円台だった株価が一挙に一万七千円台にまで上昇しました。このほかにも、意図的に株価の操作をねらった、いわゆる口先介入もこれに入っており、数多く見られます。こうした状況を踏まえれば、政治家、特に与党の幹部や関係は、政策立案過程の最高の責任ある当事者であるため、インサイダー当事者と解釈するのが妥当ではないかと考えます。このため、新党平和の三十七名の所属議員全員は、既に国会議員在職中の株取引を行わない旨の誓約書を神崎代表に提出しています。

私は、アメリカでの法規制のように、国会議員及び高級官僚は何らかの制約が、道義的だけではなく法的にも必要と考えますが、総理のお考えをお尋ねいたします。さて、税制を議論する前に、私は、総理が突然決断された二兆円減税について触れないことはできません。

総理は、与党が税制大綱を決定した直後に、突如二兆円の所得税、住民税減税を指示されたわけですが、総理の減税決断について、政府税調会長の加藤寛氏の談話が、ある雑誌に次のように紹介されています。ASEAN非公式首脳会合に出席された総理は、ASEAN各国の状況の深刻さを改めて思い知らされました。さらに、アメリカの要求もあり、減税をひそかに決断され、与党に持ちかける前に加藤さんに大丈夫だろうかとか相談、そこで加藤さんは、これはサッカーで言うところのロスタイムの一発シュート逆転ですと答えられたというのです。これは補正予算のことを言っているようですが、そのとき総理は、でも、あのときは監督が交代したじゃないかと言われました。

我々野党が、昨年からおあれだけ強く個人所得税の恒久減税、法人税の一〇％引き下げ等を主張し、そして今回、総理が首を横に振り続けてきた所得税減税を決断した以上、政策の誤りを素直に認め、責任をとっておやめになる。そうです。監督交代こそが、日本経済だけでなく、世界にとっても最高の選択であると確信しますが、総理の御見解を伺います。

そして、五月のバーミンガム・サミットに向けて、海外の圧力に配慮し、政府・与党は大型減税もしくは財政出動による補正予算を組むお考えがあるように見受けられます。例えば、野中自民党幹事長代理は、実質的に財政構造改革法の枠から出た行動を既に示している、アナウンスなき政策転換と言っているという明言されたと伝えられています。

財政構造改革と景気対策は矛盾しないなどの口先だけの逃げ口上に終始したり、補正予算は財

法の制約を受けないなどと法の抜け道を探すようなこそこそなやり方は、一国の首相がとるべき態度ではありません。政策転換したのなら、男らしくはっきりとお示しいただきたい。そして、これまでの失政を認めた上で、平成十年度予算案を抜本的に修正すべきであります。総理のくれぐれも男らしい答弁を求めます。

引き続き、今回提出された公債発行特例法案に關しまして、加藤自民党幹事長が述べた、特例公債と建設公債の区分をなくすことの議論の内容について、総理に伺います。

財政構造改革法では、明確に特例公債と建設公債について法律を分けて規定していますが、この法律作成に關与した張本人は加藤幹事長自身であり、余りにも無責任な発言であります。総理は、特例公債と建設公債の区分をなくすことについてどのようなお考えをお持ちなのか、また、加藤氏の発言に従うなら財法を改正しなければならませんが、総理がそういう意思がおりなのか、御答弁願います。

続きまして、天然資源はなくとも経済、資産大国となった日本が、今後さらなる人材育成を図り、投資つまり消費を促すシステムを構築するための今後の税制の方向性について、二点について提言します。総理の御所見を伺います。

まず一点目、現在、世界経済は、インターネット等により情報のグローバル化が加速的に進んでいます。一方、これらの情報の言語の約八割が英語であり、日本語は一％未満であります。

このような現状を考えますと、二十一世紀の日本をさらなる高付加価値創出国家へと飛躍させるためには、語学教育投資とコンピューター等の情報

教育投資が絶対不可欠の条件と考えます。そこで、これらの教育投資支出に対して、医療費控除制度と同じように個人に所得控除を認める制度を導入すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

これまでの日本の税制は、事業者中心の優遇政策をとり続け、個人税制には際立った優遇政策が見当たりません。個人所得税には、サラリーマン所得控除制度として一定額の所得控除を認めていますが、個人の能力向上のための投資に対する税制のインセンティブが不足しております。今回改正となる中堅所得者層への税負担の配慮として、基礎控除額が五万円増額されましたが、これではめり張りのある内容とは言えません。教育投資に対する所得控除制度の創設に關して、ぜひとも前向きな答弁を期待します。

二点目は、昨年十二月のCOP3京都会議で二酸化炭素削減目標が辛うじて合意となりました。しかし、環境と持続可能な企業活動を促進するには、ISO14000シリーズに見られるEMSと呼ばれる環境管理システムを、企業が率先して導入する必要があると考えます。また、日本企業の環境管理システム導入がとれると、欧米企業にますます差をつけられてしまいます。このため、このEMS投資コストに対して割り増し償却制度または税額控除制度等を創設して、環境企業の育成、そして環境先進国日本の地位をさらに高めるべきと考えますが、答弁をお願いします。

続きまして、議題となっております税制法案に關し、三点について大蔵大臣に質問します。

一点目は、退職給付引当金の累積限度額基準を今後五年間で四〇％から二〇％に引き下げますが、その理論的根拠を見出すことが極めて困難です。従来は、退職金の要支給額の四〇％が、運用利回りを考慮して現在価値に直した金額としてきました。近年の低金利下で運用利回りが低い現状では、要支給額の二〇％だけを損金として認めるのは財政当局の御都合主義であります。それなら、要支給額を未払い費用として全額損金と認めるべきであり、それを認めないとするのは、大蔵省が現在の税務申告の根幹であります確定決算主義を放棄したとしか考えられません。明快な答弁を求めます。

二点目は、少額資産の取得時償却基準額を二十万円未満から十万円未満に引き下げる措置をとりましたが、これが実施されると、例えばパソコンを購入したときに全額一時償却ができなくなり、情報化時代を推進する必要がある企業並びに個人事業者にとって極めて大きなマイナス効果が生ずるものと懸念せざるを得ません。

三点目は、これから提出される法案になります。コンピューター時代では帳簿書類として電子データを活用するのが常識となり、そのための安価で利用しやすい経理ソフトが市販されています。そのような中、本年七月より、税務署長の承認を受けた場合にのみ電子データ等による保存を認めるという時代錯誤の制度を大蔵省は導入しようとしています。この程度のもは届け出制度で十分であり、相変わらずの事前監視行政の意図がありありと見られます。電子データ制度の簡素化を求めますが、お考えを尋ねます。

最後に、二点質問します。

一点目は、年金に關し、二重課税防止国際租税条約に相当する国際年金通算協定のことで、現

在、年金協定を欧米諸国は既に十数カ国と締結しているにもかかわらず、日本はまだ一カ国ともこの国際年金通算協定を締結しておりません。現在ドイツと交渉中とのことです。海外で勤務する日本人はいつになつたら年金の二重払いが回避できるのですか。厚生大臣及び外務大臣に伺います。

二点目は、私は税理士登録をしており、税務署で無料申告相談をこの二月にも二日間行いました。この程度の相談はボランティアの感覚で喜んで引き受けられるのですが、現在、税務署の要請で、個々の会計事務所に相談を希望する納税者を送り、税理士の方々に無料納税相談を受けさせています。これでは、まさに国税庁が自由職業会計人にまで公務員と同じように税務署の下請をさせている現状を見るにつけ、どこまで国はのぼせているのかと怒りを覚えます。大蔵大臣はどのように認識しているかお答え願います。

最後になりますが、五月のバーミンガム・サミットを控え、内需拡大中心の景気対策を世界に公約せざるを得ない状況下において、政府・与党は明らかに時代認識を欠いている緊縮財政政策を転換させる動きを具体化させています。しかし、従来の垂れ流しの公共投資増加政策では単なる選挙目当てとしか映りません。パブル崩壊後の幾つかの政権が実験に失敗し、景気対策にさほど貢献しなかったことは歴史の教訓であり、かえって財政悪化を加速したことを今こそ思い浮かべるときです。

今回の平成十年度予算案を、旧新進党時代から我々が一貫して主張してきた六兆円大型減税と行革断行を盛り込んだ内容に修正するよう再度強く

要請します。それが大勢の自民党幹部の発言とも一致するものと確信し、代表質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 若松議員にお答え申し上げます。

まず、官僚の不祥事に関連した責任のとり方、そうしたお尋ねがございました。

現在、御承知のように、総会屋への利益提供に端を発しました一連の事件がなお捜査が進行し続けております。その間、自殺された方があり、また、大蔵省OBを含め、現職の官僚の逮捕もございました。

今後どうなるのか、その場合どうするのかということについては私はお答えは保留させていただきます。また、いづれにせよ、こうした問題が今捜査が続いております。この捜査が厳正に行われ、捜査当局として、これ以上の法に反するものがないということまできちんと事実解明を行っていただきたい。

そして、今一方で、大蔵省に進めてもらっております、法に触れる触れないという以前の問題としての調査、これが明らかにいたしました中において、どうしてこうした事件が起きたのかをきちんと国民の前に明らかにしていきたいと思ひます。

同時に、こうした中におきましても国政を停滞させることは許されず、国民の日々の暮らしに御迷惑をかけないように努力をしてまいりたいと考えておりますし、私の責任は、こうした努力を通じて一刻も早く行政に対する国民の信頼を回復し得るよう、再発防止のための抜本的な対策を講じていくところにあると思ひます。

関連して公務員倫理法についてもお尋ねがございました。

現在、不祥事根絶の抜本的な対策として、この公務員倫理法についてさまざまな角度から鋭意検討を行っております。法案につきましては整理すべき論点も多くございまして、法律的な議論をきちんと詰め、その内容を固めたいと考えておりますが、いづれにせよ、与党とも連携をとりながら早急に作業を進めていきたいと考えております。

次に、国会議員及び高級官僚の株取引についての制約という点からのお尋ねがありました。

現在、閣僚及び政務次官につきましては、就任時の及び退任時の資産公開とともに、在任中の株の取引を自粛する、そして、保有する株式の預け入れを行っていることは御承知のとおりであります。

また、国会議員につきましては、現在、与党の政治改革プロジェクトチームにおいても、また自由民主党の政治改革本部においても検討がなされておるところでありまして、その結果を待って適切に対処していきたいと考えておりますが、私は、むしろ公開という手法が望ましい、予算委員会においても御答弁を申し上げてまいりました。

国家公務員につきましては、平成七年九月の事務次官等会議の申し合わせにおきまして、「自己の所属する部局が所管する企業の株式の取引については、当該職員に対し、当該企業に係る職務との関係等に応じ、取引の自粛等の適切な措置を講じること。」などとされておき、この効果をも見てみたいと思ひます。

次に、今回の特別減税は政策転換ではないか、また、加藤寛さんの意見を聞いたのかというお尋ねをいただきました。

加藤寛さんは私の慶應の大先輩でありますけれども、この問題について、お目にかかっておりませんが、私は、財政構造改革を進めるその一方に於いて、経済の実態や金融システムの状況などを踏まえ、臨機応変の措置をとることは当然のことだと思ひます。その上で、私は、日本発の経済恐慌は決して起こさないと決意のもとに、二兆円規模の特別減税の決断をいたしました。

いづれにしても、政府としては、現在御提案申し上げ御審議を願っている平成十年度予算、ぜひ早期に成立をと、お願いを申し上げます。

次に、建設国債と赤字国債の区別についてのお尋ねがありました。

これはもう議員よく御承知のように、財政法で健全財政主義の原則のもとに、世代間の負担の公平の観点から、合理的と考えられる範囲において例外的に建設公債の発行を認めているものであります。こうした原則から離れて、建設公債と特例公債の区分をなくすことについては、公債発行が安易に流れるおそれがあることから、慎重であらねばならないと考えております。

また、財政構造改革法の改正についてもお尋ねがありました。財政の状況を考えますとき、財政構造改革を進める必要性は何ら変わるものではないと思ひます。

最後に、教育投資支出に係る所得控除の制度を導入すべきではないかというお尋ねがございました。

我が国の所得課税の負担水準は、諸外国と比べて既に相当低い水準になっております。税制のあり方として、新たな所得控除制度の創設につい

て、制度がいたずらに複雑になりはしないか、また、特定の家計支出などを抜き出して税制上しんしゃくするにはおのずからの限界があるのではなしかと考へます。

また、E.M.S.、環境投資管理システムについて特例措置のお尋ねがございました。

租税特別措置などにつきましては、従来から、その整理合理化に努めてきているところであります。すし、新規の措置を検討するに当たりましては、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性などの観点から十分吟味する必要があると考へております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光吉登壇)

○国務大臣(松永光吉) 若松議員にお答えいたします。

まず、私の身の処し方についてのお尋ねですが、さきの金融検査部の職員の逮捕に引き続いて、今回新たに二名の職員が逮捕されたことは、まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げますのであります。

私は、大蔵大臣就任時に総理から、大蔵改革を断行して、大蔵省を生まれ変わらせることによつて、国民の信頼を回復するよう強く指示されました。この総理の指示を受けて、綱紀粛正を徹底するとともに、いわゆるM.O.F.担の存在を必要としない行政に転換していくことが私の使命であり、一身をかけてこれに邁進してまいる所存であります。

次に、追加逮捕者が出ると認識しているかどうかという話でございますが、私の立場でその点に

ついて軽々しくコメントすべきではないと考へておりますので、その点についての答弁は差し控へさせていただきます。

また、司直の手が及ぶ前に接待等を受けた職員を処分する考へはあるかとお尋ねですが、現在行つております内部調査については、可能な限り正確なものでなければならぬという要請はあるものの、できるだけ早い時期に結果を取りまとめ、問題のある者については厳正な処分を行う所存であります。

いずれにしても、大蔵大臣としての私の責務は、綱紀の肅正、大蔵省の改革に全力を尽くし、国民の信頼を回復することであると考へております。

退職給与引当金についてのお尋ねですが、退職給与引当金は、退職給与というものが、退職という事由が発生して初めて確定する、いわゆる条件つき債務であり、しかも相当期間経過後に支払ひがなされるものであることから、こうした費用の先行計上については、本来抑制的に考へるべきではないかなどの考へ方を踏まえて、今回その累積限度割合を引き下げることにしておるわけであります。

なお、法人税の課税所得計算については、今後とも商法、企業会計原則にのつた会計処理に基づいて算定することを基本としながらも、必要に応じて、税法固有の適正な課税を行う観点から、商法、企業会計と異なつた取り扱いをすることが適当と考へております。

少額減価償却資産の取得価額基準についてのお尋ねですが、今回の改正は、現行の取り扱ひによつて多額の償却費が一時に計上される結果、課

税ベースが狭められていたといった点などを考慮し、主要先進国の取り扱ひも参考にしながら措置するものであります。

今回の法人税制改革は、このような課税ベースの適正化とともに法人税率の引き下げ等を行うものであり、これらが全体として企業活力の発揮や新規産業の創出に寄与し、経済構造改革の推進に資するものと考へております。

次に、国税関係帳簿書類の電子データ保存制度についてのお尋ねですが、帳簿書類は申告納税制度の基礎となる重要なものでありますから、納税者の負担に配慮すると同時に、適正、公平な課税が担保されることのないような制度とする必要がありま

す。そのため、記録の真実性や可視性を確保するために必要な一定の要件と、税務署長による事前承認のもとで電子データ保存ができる制度としていくところであり、これを届け出制にした場合、適正、公平な課税の確保が担保されるおそれがあるとして考へております。

最後に、税理士の無料納税相談についてのお尋ねですが、税理士の無料納税相談は、各税理士会が傘下の会員の協力のもと主体的に実施しているものであり、これによつて納税者の信頼にこたへ、納税義務の適正な実現に寄与していると私は理解をしております(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇)

○国務大臣(小泉純一郎君) 若松議員にお答えいたします。

国際年金通算協定についてのお尋ねですが、ドイツとの間については、日独社会保障協定の締結に向け、来月にも署名が行えるよう、現在両国政

府部内で最終調整を行っているところでありま

す。協定の署名が行われ次第、協定案とともに、協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等を定めた国内法案を国会に提出したいと考へております。

この協定の締結は、我が国の年金制度の国際化への第一歩となるものでありまして、引き続き、我が国と人的交流の多いアメリカ及びイギリスについても、今後協定締結に向けた取り組みを鋭意進めてまいりたいと考へております。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇)

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま厚生大臣からも御答弁がございましたように、本件につきま

して、最終段階にきておりますので、一日も早くその協定を締結したいと考へております。

なお、ドイツ以外の国との間では、我が国との人的交流の特に多いアメリカ、イギリスとの間で協定の締結を視野に入れた協議を行つてきておりまして、今後とも協定締結に向けた取り組みを鋭意進めていく考へ方でございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 西田猛君。

(西田猛君登壇)

○西田猛君 自由党の西田猛でございます。私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました三法案について質問をいたします。

質問に先立ちまして、大蔵委員会における資料要求の件について伺ひます。

ひ銀行、第一勧業銀行、三和銀行、北海道拓殖銀行に対する大蔵省の検査報告書等の資料の提出を内閣に要求することと決し、右を二月二十四日、大蔵委員長名で内閣総理大臣あてに行いました。職務上の秘密に関する書類の証人としての提出につき監督庁承認を求めるの件を議院証言法第五条に基づいて要求したのであります。

要求された資料は、提出されるか、拒否されるかのどちらかありません。しかるに、三月三日、内閣から提出されようとしたものは、四銀行からの融資先など、大蔵委員会で調査する必要があると議論された、最も重要な部分が黒く塗りつぶされているとのことです。

改ざんされたものを閲覧せよなどは、憲法に定められた国会の国政調査権をないがしろにしやうとするものであり、国権の最高機関である国会に対する行政府の挑戦であります。

また、改ざんされたものの閲覧で事足りりとしてようとした大蔵委員長村上誠一郎君を初め自民党、社民党の委員諸君は、みずから主権者たる国民によって直接選ばれた代表であり、国権の最高機関たる国会の構成員であるという重大な責務を忘却し、憲法と国会をみずから汚そうとしているのであります。

昨日の予算委員会総括質疑において、自民党の山本有二委員も、銀行の情報開示の不備を指摘しています。このように心ある議員も数多くある中、自民党、社民党の大蔵委員諸君及び内閣に対し、ここに国民の前で猛反省と謝罪を求めます。政府は直ちに要求された記録をそのまま提出してください。これは憲法第六十二条に定める国政調査権の発動であって、記録の取り扱い、各種の

配慮は、調査権限を有する国会が判断するものです。

どのようにしたら現下の経済不況、金融不安を克服していけるか、国会が法律制定等により国民の代表として議論を行っている今、これらの資料が必要不可欠であることを衆議院大蔵委員会は全会一致で決定し、その提出を内閣に命じております。内閣は直ちに要求された資料を提出してください。橋本総理大臣に具体的な反論をお伺いしたい。反論なくば直ちに提出していただきたい。

さて、我が国の今日の不況の原因が、自民、社民、さきがけ三党の理念、政策の一致なき連立政権、そして経済の見通し、政策に失敗を重ねてきた橋本内閣総理大臣自身にあることは、今や、我が国のみならず、米國を初め世界各国の政府、議会、経済界の認めるところであります。我が国経済が立ち直りかけつつあった昨前半、我々当時の新進党は、財政再建のためにまず経済再建を主張しました。それを継ぐ我々自由党の今日までの警告、提言を否定し、橋本総理が自信満々に行った平成九年度のデフレ予算、九兆円の国民負担増加、たび重なる経済見通しの誤り、不良債権処理の現状認識の甘さ、そして、単なる歳出の一律削減法にすぎない財政構造改革法の制定が招いたのがこの不況であり、まさに橋本不況であります。

橋本総理みずから否定していた特別減税を平成十年度にずれ込ませながら、しかもわずか二兆円規模を行っても、金融二法を強引に成立させても、大型倒産はとまらず、中小企業経営者の方が経営に行き詰まり、みずから命を絶つという悲劇も後を絶ちません。総理はこの現実にも胸が痛まない

いのでありましょうか。

私は、国民が不安、不信を抱いているのは、橋本内閣の政策の失敗はもちろんのことながら、我が国民も世界各国も抱えていることは、内閣及び今の与党は政策の失敗を重ねてきた、そしてその失敗はこれからも繰り返されるであろうという修復不能な不信感であります。この不信感が存置する限り、本邦銀行の自己資本比率を数%上昇せしめるがごとき莫大な公的資金を注入しても、本邦銀行が世界の資本市場において資金を調達しにくいとの状況はなくなりません。

橋本内閣はまた失敗するだろうとの不信感がある限り、小出しの減税を行っても、また、本来景気対策とは何ら関係なく、国家の基盤、インフラ整備のために効率的かつ計画的に行わなければならない公共投資を無理矢理、従来どおりばらまきのに行っても、国民が我が国の将来に明るい見通しを持てない今、全くむだであり、むしろ二十一世紀に向け本当の構造改革を行わなければならない我が国の税制、財政、金融システム、産業構造にとって大きな害悪となるとせざるを得ません。

総理、残念ながら、今の自民、社民、さきがけの三党連立与党及び橋本内閣は、既に日本国民そして世界からこの不信のレッテルを張られてしまっているのです。今の内閣、三党与党はそれだけのことをしてきたのですから。総理、この根本的問題につき、反論がありであれば具体的に御反論いただきたい。

さて、橋本内閣は、先月強引に成立させた金融二法により、金融機関に三十兆円もの公的資金を投入する仕組みをつくりました。今回の法人税

改正では、減収額は、初年度八千九百九十億円、課税ベースの拡大により、実質では三千二百六十億円の減税でしかありません。大手十八行に投入される公的資金は二兆円とまで言われており、これでは余りに不公平ではありませんか。

戦後日本の奇跡的な経済成長を支えてきたのは製造業、しかも数多くの中小企業であります。総理の経済見通しと政策判断の誤りが今、この不況と金融不安、それに伴う貸し渋り、それを生み、他の産業にしわ寄せがなされていることはさきに述べたとおりです。世間の批判が集中している金融機関が公的資金により救済される中、厳しい年度末を迎える製造業を初めとする他の産業、中小企業について、総理はどのような感情をお持ちか、お答えを賜りたいと思う。

自由党はかねてより、連結納税制度を導入し、法人関係税の実効税率を一〇%引き下げ四〇%とすることを主張しております。産業界からも同様の要望が出ておりますが、グローバル化の加速する経済状況にあつては当然のことです。少子・高齢化社会にあつても、民間活力が最大限に発揮され、国際経済とも調和のとれる税体系を構築しなければなりません。

そのためには、課税ベースの適正化もさることながら、国、地方を合わせた体系的な税制、行政、財政の真の構造改革が必要であります。

また、法人課税との均衡、世界各国の税制を考慮し、所得税、住民税の最高税率を六五%から五〇%に引き下げ、税率の簡素化、フラット化を初めとした大幅制度減税を実施するべきであります。法人課税実効税率の引き下げが約三・六%程度にとどまり実質一%程度の引き下げでしかない

いのは、今回の平成十年度税制改正案が、大胆な改革を遂げ続けているためにほかならないのであります。総理の御所見を伺います。

本来、有価証券取引税は、我が国証券市場の空洞化を防ぎ、活性化を図るのが目的であれば全廃とすべきところ、我々もかねてより主張してまいりました取引所税についても同様であります、なぜ半減でしかないのでしょうか。これは、財政構造改革法により減税財源が縛られているため、思い切った政策がとれなかったからではないのですか。明確に答弁願います。

また、有価証券取引税、取引所税は、キャピタルゲイン課税とあわせて今後見直すとのことですが、本年四月一日にも第一波が始まる金融ビッグバンに間に合うのでしょうか。橋本内閣の危機感のなさがここにもあらわれていると思いませんか。大蔵大臣の御所見を伺います。

地価税の凍結、個人の長期保有土地譲渡課税の軽減、法人の土地譲渡課税の停止、廃止など、今回の土地税制改正案は、すべて我々がかねてより主張していたものばかりであります。政府が今になって、財政構造改革法に縛られながら僅面もなくこれらの施策を実行しようとするなど、まことに支離滅裂であります。行き過ぎたバブル対策税制の見直しは、余りにも遅きに失しております。

土地取引の活性化に主眼を置くのであれば、地価の下落、二極化に伴い、土地不動産市場が売り手市場から買い手市場へシフトしている現状を踏まえ、需要喚起策を実行するべきであります。大蔵大臣の御所見を伺います。

平成十年三月十日 衆議院会議録第十五号

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する西田猛君の質疑

特別委員会において、当時の三塚大蔵大臣の、予定されない経済政策について直ちに補正要因になるとは考えられない、考えるべきではないとの発言を受けて、私もさように考えますと述べておられます。また、補正予算についても、財政法第二十九条を厳格に運用すると再三述べておられます。

補正予算を編成する際に財政法二十九条を厳格に運用するなど当然であります。ましてや今はあなた自身が強引に通した財政構造改革法がありま

す。公債特例法により、七兆一千三百億円の赤字公債を発行できるとしても、平成十年度は集中改革元年のはずであります。その平成十年度に多額の赤字公債を発行することは、財政構造改革法の趣旨に真向から反するものではありませんか。

また、我々の再三の減税要求に対し、総理は、財源を特例公債に求めることはできないと答弁しています。大規模補正を行わないのであれば、それで結構です。しかし、もし大規模補正を編成するのであれば、赤字公債以外の財源は一体何なのでしょうか。

総理、ここで明確にいただきたいと思

います。総理の六つの改革の中に含まれていないものが、まさしく税制改革であります。総理の言う改革は、行政改革にも見られるように、全く理念を欠いた小手先のものであることは明らかですが、特に税制改革について、私がさきに述べた税制改革提案のように、法人税見直しは我が国産業構造の変化を反映し、日本のあるべき産業構造の姿を描くものでなくてはならず、国民経済の活力を十分發揮できるような所得、消費、資産の均衡ある

課税体系が必要であると考えますが、総理の見解をお伺いしたい。

財政構造改革法によって、財政の目先の帳じり合わせのみに血道を上げた結果、景気対策を税制に任せし、場当たり的な改正のみに終始し、国家百年の大計の議論を行わなければならない税制構造をゆがめてしまったあげく、赤字国債削減目標も達成できない橋本内閣には、まさに不信のレッテルが張られてしまっているのです。財政構造改革法は、単に歳入一律削減法であるよりさらにあしく、抜本的税制改革を阻害するものであります。

財政構造改革法の廃止、凍結のための政府提出法案をメンツを捨てて用意されたい。さもなくば、不信のレッテルしか見えない橋本内閣は、みずからけじめをつける最後の決断をされるべきではありませんか。総理、いかがでしょう。

以上、総理の決断を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 西田議員にお答えを申し上げます。

冒頭、大蔵委員会からの資料要求についてお尋ねがございました。

金融システムの安定化が課題となっております現下の状況におきまして、御要求のありました四銀行の検査結果を開披することになりました場合に、その取引先、預金者等に不測の損害を与えるおそれがあるほか、信用秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあります。このため、四行の取引先、預金者の実名などを除き、去る三月三日、大蔵大臣より関係書類を提出させていただきました。

た。

次に、政府・与党の政策に対する不信感について御指摘がございました。

政府・与党としては、経済の停滞から一日も早く抜け出し、力強い日本経済を再建しなければならぬと考えております。

そのためには、まず金融システムの安定と景気の回復が必要であり、同時に、経済構造改革、財政構造改革など、各般の構造改革が必要であります。今後とも、各般の構造改革を推進しながら、景気回復に向け最大限の努力を行い、こうした政策に対する内外の理解が深められるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、自己資本充実策が不公平という御指摘がございました。

今回の対策は、金融システムが我が国経済の基盤であり、その安定が我が国経済の景気回復軌道への復帰には必要不可欠と考えました上、金融システムの安定化を図るために断固として行う緊急対策であります。同時に、いわゆる貸し流しの解消など、取引先企業などへの円滑な資金供給の効果も期待できるものであることを考えますと、御指摘は当たらないのではないかと思います。

次に、金融機関以外の産業あるいは中小企業についての御指摘がございました。

景気感の厳しさが設備投資などに影響をもたらすし、景気が停滞する中において貸し流しという状況が見られ、企業活動に深刻な影響が及んでおることを承知しております。けさ、経済四団体、お集まりをいただき、意見交換をいたしました中에서도、さらに新しいデータもちょうだいいたしました。

平成十年三月十日 衆議院會議録第十五号

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する西田猛君の質疑 議長

政府としては、実体経済、なかんずく中小企業
が力強い回復に向かいますよう、総額二十五兆円
の資金を用意する貸し渋り対策など、各般の対策
を講じてまいります。

次に、抜本的な税制改革を実現すべきである
という御意見をいただきました。

平成十年度税制改正におきましても、各般の改
革にあわせて、法人課税、金融関係税制等につ
き、広範かつ思い切った措置を講じており、今後
とも、経済社会の構造変化に対応し、適時適切に
望ましい姿を考えていく必要があると考えており
ます。

議員御指摘のような大規模な減税につきまして
は、この実施が後世代への負担の先送りである特
例公債の大量発行を伴うという問題があります
し、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べかなり
低い水準にある中で、税負担のあり方としても問
題があると考えております。

十年度予算が財政構造改革法の趣旨に反するの
ではないかという御指摘もございました。

十年度予算におきましては、財政構造改革法の
規定に沿い、歳出の改革と削減を進め、公債減額
一兆一千五百億円、特例公債減額三千四百億円を
達成いたしました。現下の経済金融情勢を考えれ
ば、財政法成立後初めての予算としてしかるべき
公債減額を達成できたと考えております。

なお、補正予算につきましても御意見がござい
ましたが、財政法第二十九条の趣旨を厳正に判断
し、適切に対応していきたいと考えています。
次に、財政法と抜本的税制改革についてのお尋
ねがございました。

財政構造改革の必要性は何ら変わるものではあ
りません。今後ともその着実な推進は必要なこと
であると考えております。こうした中におきまし
て、集中改革元年であるこの平成十年度の税制改
正におきましても、各般の改革にあわせて、法人
課税、金融関係税制などにつき、広範かつ思い
切った措置を講ずることとしており、今後とも経
済社会の構造変化に対応し、適時適切に、より望
ましい税制を考えていく必要があると考えており
ます。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答
えを申し上げます。

〔国務大臣松永光君登壇〕

○国務大臣(松永光君) 西田議員にお答えいたし
ます。

有価証券取引税及び取引所税についてのお尋ね
ですが、これらの税については、金融システム改
革を推進し、金融・資本市場の活性化を図るとい
う政策的観点、金融のグローバル化に伴う金融取
引の海外シフトの可能性の拡大といった状況や、
これらの税の金融・証券税制全体の中での役割等
を総合的に勘案し、税率を半減することとしてお
るわけであります。さらに、平成十一年末まで
に、金融システム改革の進展状況、市場の動向等
を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と
あわせて廃止することとしております。

次に、土地税制についての御尋ねですが、平成
十年度税制改正においては、有効利用に向けた土
地取引の活性化に資するため、個人、法人の土地
譲渡益課税の大幅な軽減措置に加え、不動産の証
券化等を促進するために創設された特定目的会
社、SPCに対応する特別措置の創設など、適切
な措置を講ずることとしております。

また、平成九年度税制改正において、登録免許
税、不動産取得税の課税標準の軽減措置を三年間
継続するとともに、その課税標準となる固定資産
税評価額が大幅に引き下げられたことから、既に
その税負担は大幅に軽減されておるところであり
ます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後二時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 小淵 恵三君
大蔵大臣 松永 光君
厚生大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

大蔵省主計局次 藤井 秀人君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二月十九日、橋本内閣総理大臣から伊藤
議長あて、衆議院議員新井将敏君の逮捕の許諾
要求については、東京地方裁判所裁判官から撤

回要求があったので取り下げる旨の通知書を受
領した。

(報告書受領)

一、去る二月二十日、内閣を経由して郵政大臣自
見庄三郎君から、放送法第三十八条第二項の規
定に基づく日本放送協会平成八年度業務報告書
及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意
見書を受領した。

一、去る二月二十五日、橋本内閣総理大臣から伊
藤議長あて、次の報告書を受領した。

内閣府第一〇号

平成十年二月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院長崎県第四区選出議員補欠選挙に
おける当選人について

平成十年二月二十二日執行の衆議院長崎県第
四区選出議員補欠選挙における当選人につい
て、別紙のとおり自治大臣から報告があったの
で、公職選挙法第八十二条第二項の規定により報
告する。

(別紙)

選挙	期	日	平成十年二月二十二日
選挙	期	日	平成十年二月二十四日
当選告示年月日	平成十年二月二十五日		
当選証書付与年月日	平成十年二月二十五日		
全候補者の得票総数	一九七、七七四票		
法定得票数	三三、九六二、三三三		
得票	票		
当選	人	宮島 大典	
得票	数	八六、一八一票	

住 所 長崎県佐世保市船越町

一二六八番地

職 業 ホテル取締役

届出政党等の名称 自由民主党

生 年 月 日 昭和三十三年六月六日

(要求書受理)

一、去る二月十九日、内閣から、金融危機管理審査委員会審議委員に今井敬君、小堀樹君及び佐々波楊子君を任命したので、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二月十九日、本院は、金融危機管理審査委員会審議委員に今井敬君、小堀樹君及び佐々波楊子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(当選証書対照)

一、長崎県第四区における補欠選挙の結果当選した議員宮島大典君に対し、去る二月二十八日当選証書の対照を終わった。

(応召議員)

一、去る二月二十六日、召集に応じた議員は、次のとおりである。

小選挙区選出

長崎県第四区 宮島 大典君

一、去る六日、召集に応じた議員は、次のとおりである。

小選挙区選出

山口県第四区 安倍 晋三君

(議員死去)

一、東京都第四区選出議員新井将敬君は、去る二

月十九日死去された。

(議席変更)

一、去る二月二十七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二二六	新藤 義孝君	二九六	大野 松茂君
二二七	江渡 聡徳君	二九七	田中 昭一君
二二八	石崎 岳君	二九八	松岡 利勝君
二二九	阪上 善秀君	二九九	衛藤 晟一君
二三〇	平沢 勝栄君	三〇〇	木村 義雄君
二三一	桜井 郁三君	三〇一	斎藤斗志二君
二二二	砂田 圭佑君	三〇二	北村 直人君
二二三	小此木八郎君	三〇三	河野 太郎君
二二四	野田 聖子君	三〇四	棚橋 泰文君
二二五	小野 晋也君	三〇五	河井 克行君
二二六	村田 吉隆君	三〇六	大石 秀政君
二二七	福永 信彦君	三〇七	菅 義偉君
二二八	長勢 甚造君	三〇八	田中 和徳君
二二九	河村 建夫君	三〇九	松本 義孝君
二三〇	野田 実君	三一〇	松本 純君
二三一	金子 一義君	三一〇	渡辺 博道君
二三二	大野 功統君	三一〇	滝 実君
二三三	木村 隆秀君	三一〇	松本 和那君
二三四	園田 修光君	三一〇	能勢 和子君
二三五	大村 秀章君	三一〇	竹本 直一君
二三六	下地 幹郎君	三一〇	佐藤 剛男君
二三七	小林 多門君	三一〇	金田 英行君
二三八	飯島 忠義君	三一〇	根本 匠君
二三九	今村 雅弘君	三一〇	坂井 隆憲君
二四〇	中野 正志君	三一〇	森 英介君
二四一	山口 泰明君	三一〇	山口 俊一君
二四二	浜田 靖一君	三一〇	山本 有二君
二四三		三一〇	古屋 圭司君
二四四		三一〇	鈴木 俊一君
二四五		三一〇	石破 茂君
二四六		三一〇	古賀 正浩君
二四七		三一〇	村井 仁君
二四八		三一〇	
二四九		三一〇	
二五〇		三一〇	

(議席指定)

一、去る二月二十七日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(常任委員兼任及び補欠選任)

一、去る二月十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

村田 吉隆君

志位 和夫君

補欠

竹本 直一君

春名 真章君

四〇四	杉浦 正健君
四〇五	鈴木 恒夫君
四〇六	田村 憲久君
四〇七	小野寺五典君
四〇八	岡部 英男君
四〇九	戸井田 徹君
四一〇	渡辺 喜美君
四一一	佐藤 勉君
四一二	下村 博文君
四一三	渡辺 具能君
四一四	岩永 峯一君
四一五	目片 信君
四一六	松田 仁君
四一七	奥山 茂彦君
四一八	増田 敏男君
四一九	橋 康太郎君
四二〇	中山 成彬君
四二一	植竹 繁雄君
四二二	佐藤 静雄君
四二三	杉山 憲夫君

不破 哲三君 矢島 恒夫君
竹本 直一君 村田 吉隆君
春名 真章君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君
一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

吉田六左門君 岡田 修光君
渡辺 喜美君 竹本 直一君
末松 義規君 渡辺 周君
並木 正芳君 中野 清君
岡田 修光君 吉田六左門君
竹本 直一君 渡辺 喜美君
渡辺 周君 末松 義規君
中野 清君 並木 正芳君

予算委員

補欠

江藤 隆美君 武部 勤君
大原 一三君 目片 信君
河村 建夫君 阪上 善秀君
中川 昭一君 熊勢 和子君
岩國 哲人君 山本 孝史君
岡田 克也君 北脇 保之君
原口 一博君 鹿野 道彦君
山花 貞夫君 鳩山由紀夫君
鈴木 淑夫君 石垣 一夫君
志位 和夫君 春名 真章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
北脇 保之君 中川 正春君
鳩山由紀夫君 北村 哲男君

阪上 善秀君 河村 建夫君
武部 勤君 江藤 隆美君
熊勢 和子君 中川 昭一君
目片 信君 大原 一三君
鹿野 道彦君 原口 一博君
北村 哲男君 山花 貞夫君
中川 正春君 岡田 克也君
山本 孝史君 岩國 哲人君
石垣 一夫君 鈴木 淑夫君
春名 真章君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君
一、去る二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

中野 正志君 小野寺五典君
村井 仁君 宮本 一三君
並木 正芳君 前田 正君
小野寺五典君 宮本 一三君
宮本 一三君 前田 正君
前田 正君 中野 正志君
宮本 一三君 村井 仁君
前田 正君 並木 正芳君

予算委員

補欠

相沢 英之君 松本 純君
大原 一三君 松本 和那君
河村 建夫君 熊勢 和子君
山花 貞夫君 北村 哲男君
草川 昭三君 神崎 武法君
齊藤 鉄夫君 坂口 力君
鈴木 淑夫君 二見 伸明君
志位 和夫君 藤木 洋子君

不破 哲三君 矢島 恒夫君
北沢 清功君 秋葉 忠利君
熊勢 和子君 目片 信君
松本 和那君 今村 雅弘君
神崎 武法君 丸谷 佳織君
藤木 洋子君 藤田 スミ君
丸谷 佳織君 長内 順一君
今村 雅弘君 大原 一三君
松本 純君 相沢 英之君
目片 信君 河村 建夫君
北村 哲男君 山花 貞夫君
長内 順一君 草川 昭三君
坂口 力君 齊藤 鉄夫君
二見 伸明君 鈴木 淑夫君
藤田 スミ君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君
秋葉 忠利君 北沢 清功君
一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

補欠

村山 富市君 島山健治郎君
村山 健治郎君 村山 富市君
村山 富市君 島山健治郎君
島山健治郎君 村山 富市君
村山 富市君 島山健治郎君
島山健治郎君 村山 富市君
村山 富市君 島山健治郎君

予算委員

補欠

河村 建夫君 石崎 岳君
岡田 克也君 中川 正春君
山花 貞夫君 小沢 鋭仁君
草川 昭三君 白保 台一君
志位 和夫君 辻 第一君
不破 哲三君 矢島 恒夫君

白保 台一君 太田 昭宏君
辻 第一君 中野 雅弘君
矢島 恒夫君 瀬古由起子君
石崎 岳君 河村 建夫君
小沢 鋭仁君 山花 貞夫君
中川 正春君 岡田 克也君
太田 昭宏君 草川 昭三君
瀬古由起子君 不破 哲三君
中野 雅弘君 志位 和夫君
一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

補欠

労働委員

辞任

補欠

予算委員

補欠

栗原 博久君 阪上 善秀君
桜井 新君 熊谷 市雄君
岡田 克也君 上田 清司君
小林 守君 藤田 幸久君
上田 勇君 前田 正君
草川 昭三君 池坊 保子君
齊藤 鉄夫君 遠藤 和良君
鈴木 淑夫君 米津 等史君
志位 和夫君 春名 真章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
池坊 保子君 冬柴 鐵三君
矢島 恒夫君 中島 武敏君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

冬柴 鐵三君	丸谷 佳繼君
熊谷 市雄君	桜井 新君
阪上 善秀君	栗原 博久君
上田 清司君	岡田 克也君
藤田 幸久君	小林 守君
遠藤 和良君	斎藤 鉄夫君
前田 正君	上田 勇君
丸谷 佳繼君	草川 昭三君
米津 等史君	鈴木 淑夫君
中島 武敏君	不破 哲三君
春名 真章君	志位 和夫君

辞任

補欠

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

能勢 和子君	桜井 新君
松田 仁君	大原 一三君
松本 純君	相沢 英之君
前原 誠司君	山花 貞夫君
長内 順一君	上田 勇君
旭道山和泰君	草川 昭三君
西川 太一郎君	西村 眞悟君
児玉 健次君	不破 哲三君
春名 真章君	志位 和夫君

辞任

補欠

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

新藤 義孝君	大原 一三君
松田 仁君	河村 建夫君
松本 和那君	中川 昭一君
松本 純君	相沢 英之君
望月 義夫君	江藤 隆美君
吉田六左門君	桜井 新君
山本 孝史君	岡田 克也君
吉田 治君	岩國 哲人君
池坊 保子君	斎藤 鉄夫君
丸谷 佳繼君	草川 昭三君
西川 太一郎君	西村 眞悟君
春名 真章君	志位 和夫君
吉井 英勝君	不破 哲三君

辞任

補欠

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

滝 実君	大野 松茂君
春名 真章君	東中 光雄君
飯島 忠義君	河村 建夫君
岩永 峯一君	相沢 英之君
小野寺五典君	江藤 隆美君
大石 秀政君	関谷 勝嗣君
大野 松茂君	大原 一三君
岡部 英男君	東家 嘉幸君
奥山 茂彦君	野中 広務君
熊谷 市雄君	桜井 新君
飯島 忠義君	山花 貞夫君
滝 実君	小林 守君
小野寺五典君	岩國 哲人君
矢島 恒夫君	草川 昭三君
中村 鋭一君	鈴木 淑夫君
赤羽 一嘉君	志位 和夫君
藤村 修君	不破 哲三君
仙谷 由人君	
中桐 伸五君	
村山 富市君	
村山 健治郎君	
村山 富市君	

辞任

補欠

辞任

補欠

小野寺五典君 葉梨 信行君
大野 松茂君 栗原 博久君
鈴木 恒夫君 相沢 英之君
東家 嘉幸君 遠藤 利明君
吉田六左門君 桜井 新君
保坂 展人君 北沢 清功君

辞任

補欠

佐藤 勉君 東家 嘉幸君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

相沢 英之君 鈴木 恒夫君
江藤 隆美君 大野 松茂君
桜井 新君 熊谷 市雄君
関谷 勝嗣君 林 幹雄君
中川 昭一君 飯島 忠義君
中山 正暉君 茂木 敏充君
原口 一博君 松崎 公昭君
志位 和夫君 瀬古由起子君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
飯島 忠義君 中川 昭一君
大野 松茂君 江藤 隆美君
熊谷 市雄君 桜井 新君
鈴木 恒夫君 相沢 英之君
林 幹雄君 関谷 勝嗣君
茂木 敏充君 中山 正暉君
松崎 公昭君 原口 一博君
瀬古由起子君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君

議院運営委員

辞任

補欠

川内 博史君 北村 哲男君
北村 哲男君 川内 博史君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

補欠

青山 二三君 漆原 良夫君
漆原 良夫君 青山 二三君

予算委員

辞任

補欠

相沢 英之君 森 英介君
江藤 隆美君 保岡 興治君
遠藤 利明君 望月 義夫君
河村 建夫君 阪上 善秀君
栗原 博久君 竹本 直一君
桜井 新君 田中 和徳君
関谷 勝嗣君 林 幹雄君
中川 昭一君 能勢 和子君
綿貫 民輔君 中野 正志君
岡田 克也君 北村 哲男君
原口 一博君 川端 達夫君
草川 昭三君 石井 啓一君
西川 知雄君 石田 勝之君
中井 治君 佐々木洋平君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
春名 眞章君 穀田 恵二君
阪上 善秀君 河村 建夫君
田中 和徳君 桜井 新君
竹本 直一君 栗原 博久君

特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

中野 正志君 綿貫 民輔君
能勢 和子君 中川 昭一君
林 幹雄君 関谷 勝嗣君
望月 義夫君 遠藤 利明君
森 英介君 相沢 英之君
保岡 興治君 江藤 隆美君
川端 達夫君 原口 一博君
北村 哲男君 岡田 克也君
石井 啓一君 草川 昭三君
石田 勝之君 西川 知雄君
佐々木洋平君 中井 治君
穀田 恵二君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

前島 秀行君 前島 秀行君
前島 秀行君 前島 秀行君

（常任委員補欠選任）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

新井 将敏君 川崎 二郎君

辞任

補欠

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（公聴会開会承認）

（公聴会開会承認要求書）

一、公聴会を開こうとする議案
平成十年度一般会計予算
平成十年度特別会計予算
平成十年度政府関係機関予算

（意見を開こうとする問題）

平成十年度総予算について
右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

（議案提出）

一、去る二月二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

国有林野事業の改革のための特別措置法案

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

日本放送協会平成八年度財産目録、貸借対照表

及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

一、去る二月二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

都市計画法の一部を改正する法律案

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二月二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

大規模小売店舗立地法案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る二月二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

裁判所法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外九名提出)

国会議員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外八名提出)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(倉田栄喜君外八名提出)

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案(倉田栄喜君外八名提出)

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出)

土地の再評価に関する法律案(大原一三君外五名提出)

一、昨九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法案

農地法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二月二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

市民活動促進法案

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

市民活動促進法案

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

市民活動促進法案

平成十年三月十日 衆議院會議録第十五号 議長の報告

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とバレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

保護司法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外九名提出)

国会職員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外八名提出)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(倉田栄喜君外八名提出)

(質問書提出)

一、去る二月十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

景気対策としての土地の流動化促進に関する質問主意書(青山丘君提出)

一、去る二月二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国鉄清算事業団債務処理法案におけるJRの新たな負担に関する質問主意書(青山丘君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

早稲田大学探検部員殺害事件に関する再質問主意書(坂上富男君提出)

所得税ならびに法人税に関する質問主意書(青山丘君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国有財産の評価方法に関する質問主意書(笹本竜三君提出)

(答弁書受領)

一、去る二月二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岩國哲人君提出米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問に対する答弁書

平成十年二月四日提出
質問 第七号

米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問主意書

鳥取県米子市崎津工業団地において、現在米子市が場外馬券売り場(ウィンズ)を誘致しようとしており、地元では大きな議論となっている。この問題について以下質問する。

一 JRA(日本中央競馬会)の事業範囲について

JRAでは、米子市進出にあたり、地元対策として、市の要望により野球場、サッカー場な

どを整備して貸し出すことを検討しているようだが、不要な土地を購入してウィンズの本来の運営に関係のない目的のために使用することは、日本中央競馬会法第一条に違反するのではないか。

二 新たな特殊法人の設立について

1 JRAでは、米子市に進出する場合、新しく別会社を設立して対応することを検討しているが、その理由(何故、別会社にしなければならないのか)は何か。また、JRAが別会社を設立出来る法的根拠はあるのか。あるとすれば説明されたい。

2 行政改革の一環として、特殊法人の見直しが進められようとしている中で、新たな関連法人の設立が許可されるのか。

三 用途地域の變更手続きについて

米子市は崎津工業団地(工業専用地域)に場外馬券売り場を誘致するにあたって、都市計画法に基づく用途變更手続きを行おうとしている。すなわち、三八・九haを準工業地域に變更しようとしているが、一八haが米子市の希望どおり場外馬券売り場に売却できたとしても、残り二〇・九haの利用計画は未定とのことである。全体の利用計画が曖昧なまま用途地域を確定してしまうと、土地利用の選択肢を狭めることとなり、崎津工業団地の土地問題の解決をより困難にする恐れがある。用途變更を認可する場合の利用計画は、どの程度の具体性が必要なのか。

右質問する。

内閣衆質一四二第七号

平成十年二月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員岩國哲人君提出米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

本件については、日本中央競馬会から競馬場外の勝馬投票券発売所の設置の承認申請書は提出されておらず、その内容(土地の使用、別法人の設立の有無、投資金額等)についても具体的に承知していない。

なお、日本中央競馬会が他の法人に出資を行うことができる法的根拠は、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十条第二項第三号である。

三について

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、適正な都市環境を保持するように定められるものであり、必ずしも具体的な土地利用の計画を前提として定められるものではない。

都道府県知事が用途地域に関する都市計画を
変更しようとするときは、都市計画法第二十一
条第二項において準用する第十八条第三項の規
定に基づき建設大臣の認可を受ける必要がある
場合があるが、この認可の申請に際しても、具
体的な土地利用の計画の提出は求められてい
ないところである。

一、去る二月二十七日、内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員坂上富男君提出早稲田大学探検部員
殺害事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福島豊君提出野菜的の硝化塩汚染に関
する質問に対する答弁書

平成十年一月二十九日提出
質 問 第 四 号

早稲田大学探検部員殺害事件に関する質問主
意書

提出者 坂上 富男

早稲田大学探検部員殺害事件に関する質問
主意書

南米アマゾンの川下りに挑戦中の早稲田大学探
検部員二名が、ペルー国軍兵士に殺害された事件
が、平成九年十月発生した。アマゾン川流域の監
視所に立ち寄り、筏で通過した探検部所員の学
生二名を、監視所の兵士が連行し、殺害、現金等
を強奪し、遺体をバラバラにして監視所付近に投
棄し、犯人兵士十六名が逮捕された、とのことだ
る。

先に質問者が、エジプト襲撃事件の、日本人機

性者に対する補償に関する質問をしたところ、日
本政府はエジプト政府に対し、本事件の真相究
明、再発防止、被害者ご遺族への支援に万全を期
するよう要請しているとの事であった。これに対
し本件事件は、ペルー国軍兵士連による犯行で残
虐極まりない、公権力の行使による殺戮事件であ
る。日本の法律に照らせば、国家賠償の対象にな
るが、ペルーにおいてもペルー政府において賠償
責任があることは当然と思われる。本件事件につ
いて橋本総理は、「被害者において、十分、事前
に準備できていたのか、冒険好きの僕からしても
疑問に思う」と被害者について語ったとのことだ
る。この点、関係者から強い抗議がなされた。

橋本総理は、「犠牲者に説教を行うつもりはなく
不快な思いをされたなら本意ではなかった」と釈
明したとのことである。日本国民の生命の安全を
守らねばならない日本政府として、本件に対する
対応は甚だ遺憾である。よって次の質問をする。
一 本件事件の真相について、政府としてどのよ
うに把握しているか。

二 橋本総理は、本件事件についてどのような見
解でおられるのか。総理の言動は死者への冒と
くではないか、総理のコメントについて釈明を
されたい。

三 ペルー政府に対し、日本政府として嚴重抗議
をなさねばならないものと思われるが、今日ま
での経過を明らかにされたい。

四 ペルー政府は、日本政府並びにご遺族に対し
どのような補償をなされようとしているのか。
今後の見通しについて。

内閣衆質一四二第四号

平成十年二月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出早稲田大学探検部員
殺害事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

(別紙)

衆議院議員坂上富男君提出早稲田大学探検
部員殺害事件に関する質問に対する答弁書

一について

早稲田大学探検部員二名の殺害事件(以下「本
件事件」という。)については、平成九年十二月
二十六日(現地時間。以下同じ)、ペルー共和
国(以下「ペルー」という。)第五管区司令部は、
同国ロレイト県イキトス郡にあるピフアヤル検
問所に所属していたペルー軍兵士四名が早稲田
大学学生二名の生命・身体に対する犯罪に関与
した容疑がある旨の声明を発表した。同月二十
七日、拘束中の容疑者の自白に基づき、早稲田
大学学生二名と思われる白骨遺体が一部遺留品
と共に右検問所の近くで発見された。同月二十
九日付けのフジモリ大統領発橋本内閣総理大臣
あての書簡においては、早稲田大学学生二名
は、同年十月末に死亡したとされている。

なお、同年十二月二十九日、ペルー国家検察
は、当時ピフアヤル検問所に勤務していたペ
ルー軍兵士十六名を殺人又はその共犯の事実
で、民間人二名を誘拐の事実で、それぞれ裁判
所に告発した。現在、予審が行われているところ
であるが、通常、予審は四箇月以内に終了
し、その後、公判手続に移ると承知している。

二について

橋本内閣総理大臣の本件事件についての見解
は、冷酷な犯行で、本来市民の生命と安全を守
るべき立場にある軍人が集団として罪のない青
年を殺害したことは極めて遺憾であるというも
のであり、平成九年十二月三十日、小西駐ペ
ルー大使から、そうした見解を踏まえた声明を
発表している。

御指摘の橋本内閣総理大臣の発言は、日本時
間の平成九年十二月二十八日に、まだ詳細が判
明していないので論評はできないと断った上で
行われた発言の一部である。内閣総理大臣の本
意は、二人の有為の青年が殺害された本件事件
は本当に残念なことであり、ペルー軍の兵士が
殺害したというのであればもってのほかである
との気持ちとともに、冒険には危険が伴うた
め、事前に準備をしてその危険を最小限にとど
める必要があることを伝えようとしたところに
あり、犠牲者の方を冒とくする趣旨ではなかつ
た。

三について

本件事件につき、政府は、本件事件へのペ
ルー軍人の関与がペルー軍により確認されたの
を受け、平成九年十二月二十七日、小西駐ペ
ルー大使を通じて、事件の真相の究明や究明後に
事件に関与した者への厳正な処罰を行うよう申
し入れた。また、同月三十日、小西大使は、橋
本内閣総理大臣の意をも踏まえ、政府を代表し
て、ペルー政府に対し、本件事件に関与した者
への厳正な処罰を改めて申し入れるとともに、
「本来市民の生命と安全を守るべき立場にある
軍人が集団として罪のない青年を殺害したこと
は極めて遺憾である旨表明している。

このような申入れを踏まえ、ベルー政府は、迅速に司法手続を開始する等、事件の真相究明に努めてきている。また、フジモリ大統領は、橋本内閣総理大臣にあてた平成九年十二月二十九日付け親書の中で、殺害された日本人学生に哀悼の意を表明するとともに、ベルー司法当局が事件の責任者に対して厳罰を適用するよう、できる限りのことを行う旨表明している。さらに、平成十年一月四日、リマにおいて行われた合同飯後懇話には、ベルー側からフェレロ外務大臣、キスベ法務大臣等が出席し、哀悼の意を表明している。

四について

本件事件については、目下、ベルー司法当局において真相究明が行われている段階であり、いわゆる補償の問題に関しては、本件事件の事実関係の解明が進む中で検討がなされるべきものと考えられる。

御遺族に対する損害賠償は、基本的には当事者間の問題であると考えているが、御遺族から損害賠償の請求が行われる場合には、政府としても、必要に応じて側面的に協力していくこととしたい。

平成十年二月九日提出
質問 第八号

野菜の硝酸塩汚染に関する質問主意書

提出者 福島 豊

野菜の硝酸塩汚染に関する質問主意書
硝酸・亜硝酸性窒素による健康影響として、メトヘモグロビン血症が知られているが、亜硝酸塩

が胃内容物と反応して発ガン物質であるN-ニトロソ化合物を生成させることが知られており、十分な疫学的な証拠は得られていないものの、その可能性を鑑みると、慎重な対応が必要と考えられる。この硝酸・亜硝酸性窒素については我が国では水道水の水質基準として一〇ppmと定められている。しかし、我が国においては、硝酸・亜硝酸性窒素の摂取は大半が野菜の摂取によることが知られている。また、野菜については窒素肥料の使用とも関連して極めて高濃度の硝酸塩が含まれていることが指摘されている。これは一九七六年に東京都公害研究所が初めて調査結果を発表し、大きな波紋を呼び、以後、中央卸売市場に入荷する野菜類が毎年、四回検査される事となった。さらに、オランダ・ロシア・オーストラリア等の諸国では、水に關してだけでなく野菜に關しても硝酸塩濃度について上限が定められている。

また、WHOでは、硝酸塩の摂取量の上限を一週間に一、五四〇gと定めているが、水質基準を満たしている水道水からの硝酸塩の摂取は一〇〇g程度と考えられており、WHOの基準を満たすためには、野菜からの摂取を低減させる必要があると考えられる。

以上から、次の事項について質問する。

一 野菜を介した硝酸塩の摂取について

1 国民の野菜を介した硝酸塩の摂取状況について政府は調査しているか。

2 硝酸塩の摂取状況とその健康に対する影響について調査すべきと考えられるかどうか。

二 野菜の硝酸塩濃度の改善について

1 野菜の硝酸塩濃度の現状について調査しているか。

2 健康に対する影響、水質汚染の原因とも成

りうることを鑑みれば、少しでも硝酸塩摂取を低減させるために、窒素肥料の使用等について検討し、一定の指針を設けるべきと考えられるかどうか。

3 諸外国のようにWHOの摂取基準をふまえて制限値を設けるべきと考えられるかどうか。

内閣衆議一四二第八号
平成十年二月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員福島豊君提出野菜の硝酸塩汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福島豊君提出野菜の硝酸塩汚染に関する質問に対する答弁書

一の1について

野菜からの硝酸塩の摂取状況については、昭和六十一年度、平成二年度及び平成八年度の厚生科学研究における食品添加物の一日摂取量に関する研究の中で、野菜その他の生鮮食品について、自然に含まれる硝酸塩及び加工した場合に添加物として含まれる硝酸塩の摂取量の把握等を行ったところである。

一の2について

御指摘の硝酸塩の摂取状況については、一の1について述べたとおり、これまでの研究において摂取量を把握しているところである。野菜からの硝酸塩の摂取による健康に対する影響に関する調査については、硝酸塩はそもそも野菜中の成分として含まれており、通常の食生活

において野菜中の硝酸塩が人体に有害な作用を引き起こすことはないと考えられること、我が国において野菜からの硝酸塩の摂取によって具体的な健康に対する影響が生じたという事例は承知していないこと、海外において昭和三十年代から四十年代にかけて生後三か月以下の乳児が野菜を摂取したことによりメトヘモグロビン血症を発症した事例があったことは承知しているが、我が国においては離乳がおおよそ生後五か月から開始されている実情からこのような事例が生じるおそれは極めて少ないと考えられること及び千九百九十五年に開催された第四十四回の国連食糧農業機関(以下「FAO」という。)及び世界保健機関(以下「WHO」という。)の合同食品添加物専門家会議(以下「FAO及びWHO専門家会議」という。)の報告において、硝酸塩の一日摂取許容量(以下「ADI」という。)を基に野菜の硝酸塩の含有量の限界値を設けることは適当でない旨の指摘が行われていることから、現段階において実施する必要性はないと考えている。

二の1について

野菜の硝酸塩濃度については、昭和六十三年度に、厚生省において野菜を含めた生鮮食品における硝酸塩及び亜硝酸塩の含有量の調査として実施したところである。

二の2について

窒素肥料の使用等については、農林水産省において、平成九年三月十日に農業技術に関する指導事項を取りまとめ公表した「農業生産の技術指針(以下「技術指針」という。))の中で、農業者に対して土壌及び生育診断に基づく施肥設

計、緩効性肥料の利用等に努めること、都道府県に對して施肥基準を環境への負荷に對する配慮の観点から見直すこと等を求め、窒素肥料等が過剰に施用されることのないよう指導に努めているところである。また、地力の増進を図る観点から、農林水産大臣は地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第三條第一項に基づき地力増進基本指針(以下「基本指針」という。)を定めており、平成九年五月二十九日に同條第三項に基づき公表した変更後の基本指針において、農業者に対し、環境への負荷にも留意しつつ適正な施肥に努めるよう求めているところである。

今後、野菜に含まれる硝酸塩の健康に對する影響や窒素肥料の使用と水質汚染との關係についての新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、窒素肥料等の適正な使用を図る観点から、技術指針及び基本指針の見直し等の措置を行う考えである。

二の3について

FAO及びWHO専門家會議の報告においては、硝酸塩のADIを示す一方で、野菜は硝酸塩の主な摂取源となりうるが、野菜が食品として有用であることはよく知られていること及び硝酸塩が野菜の基質の中にあることにより人における硝酸塩の吸収や代謝が影響を受ける可能性があることを考慮すると、野菜からの硝酸塩摂取をこのADIと比較すること又はこのADIを基に野菜の硝酸塩の含有量の限界値を設けることは適当でない旨が指摘されており、食品に關する國際基準を作成するFAO及びWHOの合同食品規格委員會においては、野菜に含ま

れる硝酸塩について、これまでのところ基準が作成されていない。また、硝酸塩はそもそも野菜中の成分として含まれており、厚生省において、我が國において野菜からの硝酸塩の摂取によって具體的な健康に對する影響が生じたという事例は承知していないところである。このため、現段階において、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七條第一項に基づき野菜に含まれる硝酸塩に係る規格基準を定める必要はないと考えている。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉井英勝君提出自動車事故にかかると損害賠償の算定基準等に関する質問に對する答弁書

衆議院議員中野寛成君提出成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療對象變更に関する質問に對する答弁書

平成十年二月三日提出
質問 第五号

自動車事故にかかると損害賠償の算定基準等に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

自動車事故にかかると損害賠償の算定基準等に関する質問主意書

一年間一万人近い死者、九十万人を超える負傷者を出し続けている自動車交通事故は、全体では阪神・淡路大震災をはるかに上回る大惨事が年々繰り返されているということであり、現代における黒死病ともいふべき社会的悲劇の根源である。しかもそれは避けることのできない天災ではなく、人間社会の営みから生じた人災であり、運転マナーの向上、運転者の過労の防止、人車分離の道路改善、自動車の抜本的改良、歩行者の立場に立った交通ルールの強化、自動車に頼らずとも済む大量輸送交通機関の整備など、あらゆる手だてを尽くせば限りなくゼロに近づけ得るものである。政府は自動車事故を撲滅する総合的な計画を持っているのか、死者・負傷者の削減目標数値を設定しているのか、まず伺いたい。

二 自動車事故による被害者、特に歩行者は、ほとんどの場合無過失であり、なんら自己責任がないにもかかわらず「走る凶器」によって人生そのものを奪われている。人権侵害の最たるものである。自動車事故被害者に対する補償を手厚くし、少なくとも事故被害者とその生計を依存する家族の経済的不安をなくすることは加害者の最低限の義務であり、政治はそれを確実なものにする責務を負わなければならない。政府の考え方はどうか。

三 「被害者の保護を図ることを目的とする自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責」という。))は、二で述べた政治的責務を果たすための制度だと考える。しかし実態は、残念ながら被害者及び家族の経済的不安を取り除くものとはなっていない。特に問題なのは、被害者が交通事故にあったことにより失う将来の収入の補填、いわゆる逸失利益の補填に關する算定基準である。

自賠責では運輸省通達による算定基準で「新ホフマン方式」なるものを採用し、補償金を一括払いするのだからそこから生じる金利を見込

まなければならないとして、年利五%で運用されるものと仮定した「中間金利控除」を行っている。利子を見込むこと自体は妥当なのだが、許し難いのは「五%という高利で計算していることである。これにより、本来ならばあと二十年働くことができる被害者に対して、「(年収(後遺障害の場合は労働能力喪失率を乗じ、死亡の場合は生活費を控除する)×(二〇)の補償がなされるべきところ、実際には(年収(同)×一三・六一六)の補償しかなされていない。十八歳で就労可能年数四十九年の被害者の場合は(年収(同)×二四・四一六)と実に働ける年数の半分以上しか補償されないというのが実態である。労働者の場合、たまたかによって毎年賃上げされることが確実であるにもかかわらずそれが全く無視されていることも重大だが、その点はおくとして、被害者はいったいどうすれば補償金を年利五%で運用できるのか、示していただきたい。

四

政府の長期にわたる超低金利政策のもとで、現在の市中金利は三年もの大口定期預金でも年利〇・五%となっており、国民生活を脅かしている。交通事故被害者の暮らしを守るためにも金利政策の変更を求めるが、それがなされない間であっても自賠責算定基準の「五%」を現実に合致したものに變えるだけで大幅に改善することができ、「五%」の根拠については民法の法定利息によると説明されているが、民法の「五%」は利率の定めのない民事契約に適用されるだけであって強行規定ではない。自賠責の算定上は政府・運輸省が「被害者の保護を図る見地で数値を定めればよいのである。自賠責の九

四年度支払実績は一〇五万四九八件(内死亡一万一四三七件)、八七九二億四九〇〇万円(内死亡二六四四億三二〇〇万円)であり、これだけの人が現実には合わない不当な算定基準によって巨額の損失を被っているのである。政府は一刻も早く事態を是正すべきであり、運輸省通達による現行の算定基準を直ちに改められたい。

五 自賠責に見習って民間の自動車事故損害賠償保険(いわゆる任意保険)もすべて「5%」を算定基準にしている。任意保険のうち対人賠償の九四年度実績は三三万四〇八二件、三九七五億四六〇〇万円であり、自賠責同様、多くの人が不当な算定基準によって損失を被っている。算定基準に用いる年利について実態に合わせた是正を行うよう損害保険業界を指導すべきではないか。

自動車事故被害者が安心できる答弁を求める。右質問する。

内閣衆議一四二第五号

平成十年三月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員吉井英勝君提出自動車事故にかかる損害賠償の算定基準等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出自動車事故にかかる損害賠償の算定基準等に関する質問に対する答弁書

交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百

十号)に基づき総理府に置かれている中央交通安全対策会議において、同法第二十一条第一項の規定に基づき、道路交通の安全に関する施策を含む交通の安全に関する総合的な計画として第六次交通安全基本計画(平成八年度〜十二年度)が作成されている。

同計画においては、年間の道路交通事故死者数を平成九年までに一万人以下とし、さらに、平成十二年までに九千人以下とすることを指すものとしている。

二について

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)に規定する自動車損害賠償責任保険以下「自賠責保険」という。等の制度の運営に当たっては、同法第一条の趣旨を踏まえ、同法第八十六条の規定に基づき、自動車事故の被害者の保護に欠けることがないように努めているところである。

三及び四について

自賠責保険は、自動車の保有者等が自動車事故の被害者に対して負った民事上の損害賠償責任による損害をてん補するものであることから、自動車損害賠償責任保険(共済)支払基準(昭和四十九年運輸省自保第二五五十八号運輸省自動車局長通達)における被害者の逸失利益の算定方法については、民事上の損害賠償額を算定する際に通常用いられる方法に基づき、定めているところである。

五について

自動車保険において、当該保険の被保険者が自動車事故により被害者を与えた損害について保険会社が支払う保険金は、被保険者が自動車

事故の被害者に対して負った民事上の損害賠償責任をてん補するものであることから、保険会社の保険金の額の算定における被害者の逸失利益の算定方法については、民事上の損害賠償額を算定する際に通常用いられる方法を勘案して、個々の保険会社において決定するものである。

平成十年二月十三日提出
質問 第九号

成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療対象変更に関する質問主意書

提出者 中野 寛成

成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療対象変更に関する質問主意書

小児慢性特定疾患治療研究事業として、成長ホルモン分泌不全性低身長症の患者の高額医療費の自己負担分について従来行われてきた公費負担が、平成十年二月より縮減されることになったことは、きわめて遺憾な措置であります。昭和四十九年度より開始されたこの事業は、これら疾患の児童の健全な育成に大いに貢献してまいりました。しかるに、医学的には、治療が可能であるにもかかわらず、財政的理由を主として、今回大幅な制限が加えられることになったことは、明らかに福祉の後退と言えるものであります。今回の措置は、患者本人はもとより、その家族にも深刻な失望をもたらしております。また、治療にあたられる医療現場の方々にも大きな懸念の念を起こさせるものと思われまます。次代を担う大切な子供の健全育成の観点から由々しき問題と考えるもので

あります。

従って、次の事項について質問します。

一 子供の健全育成に關しての政府の任務。

二 低身長であることが、患者本人に及ぼす精神的苦痛、社会的に蒙る不利益についての認識。

三 本事業として、ヒト成長ホルモン治療を行う場合の開始基準を標準身長のマイナス二・五SD以下とした医学的根拠、理由。

四 本事業として、ヒト成長ホルモン治療を行う場合の終了基準を男子一五六・四センチメートル、女子一四五・四センチメートルに達した時とした医学的根拠、理由。

併せて、この少子化の時代において、次世代を担う相当数の子供が低身長のまま取り残され、きわめて大きな社会的ハンデキャップを一生を負うことになる今回の措置にある終了基準と平均身長との差についての見解。

五 今回の措置により、公費負担終了後も治療を続ける場合、患者の自己負担が増えることになる。このことは、患者の経済力によって治療に格差が生じることを意味します。すなわち、貧富の差によって身長に差が生じることになりますが、この点についての見解。

六 治療開始基準及び継続・終了基準の改善が必要と考えられるが、今後の見直しの是非。右質問する。

内閣衆議一四二第九号

平成十年三月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員中野寛成君提出成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療対象変更に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中野寛成君提出成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療対象変更に関する質問に對する答弁書

一について、

児童福祉法(昭和二十二年法律第百八十四号)においては、第三条で、児童福祉の理念を規定した同法第一条及び児童の健全育成に関する国及び地方公共団体の責任を規定した同法第二条が児童の福祉を保障するための原理であるとされているところである。政府としては、これらの規定の趣旨を踏まえて、その任務として児童の健全育成のための施策を実施しているところである。

二について

御指摘の精神的苦痛や不利益については、成長ホルモン分泌不全性低身長症(以下「低身長症」という。)の患者等から結婚や就職において不利であること等の指摘があることは承知しているが、低身長であることにより一律に精神的な苦痛や社会的な不利益があると判断することは適当でないと考えている。

三及び四について

小児慢性特定疾患治療研究事業(以下「事業」という。)については、平成九年に厚生省に設置した小児医療の専門家からなる小児慢性特定疾患治療研究事業に関する検討会の同年十二月の報告及び同月の中央児童福祉審議会母子保健部会の意見を踏まえ、御指摘の低身長症を含む現

在事業の対象となっている疾患全般にわたりその事業の対象としての適合及び事業の対象とする場合の基準について見直しを行ったところである。この結果、低身長症については、少子化の進行により子供の数が少なくなっているにもかかわらず給付人員が大幅に増加していること、医学上特段の理由が認められないにもかかわらず給付人員に地域的な偏りがみられることから、対象基準を明確化するとともに審査体制を強化することとしたところである。事業の対象範囲については、他の疾患の患者や疾患を原因としないことから給付対象とならない家族性の低身長者との均衡等を総合的に勘案し、開始基準を患者の身長が平成二年度の厚生省乳幼児身体発育調査及び文部省学校保健統計調査を基礎とした性別及び年齢別の身長の平均値から当該身長に係る標準偏差に二・五を乗じたものを減じた数値以下である場合に変更するとともに、終了基準として患者の身長が当該学校保健統計調査における十七歳の身長の平均値から当該身長に係る標準偏差に二・五を乗じたものを減じた数値に達した場合を設定することとし、男子は百五十六・四センチメートル、女子は百四十五・四センチメートルとしたところである。

また、御指摘の終了基準と平均身長との差については、一般に身長は遺伝や個人の体質等の要因によって大きな差異を生じ得ること、身長が終了基準以下の者の多数は家族性の低身長者等の事業の給付対象とならない者であること等を勘案すれば、特に問題があるとは考えていない。

五について

低身長症の患者が事業による公費負担の終了後も治療を継続する場合には、引き続き医療保険制度の適用を受けられるが、もとより、事業の対象となる者については、その身長について三及び四についてで示した基準に基づいて配慮していることから、低身長症の患者の治療について患者の経済力によって格差が生じるものとは考えていない。

六について

今回の事業の適正化のための開始基準の見直し等の措置は、三及び四について述べたとおり、必要な検討を経て実施したところであり、更に見直すことは考えていないが、今後とも事業の適正な実施に努めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る二月二十日、内閣から、衆議院議員中野寛成君提出成長ホルモン分泌不全性低身長症の治療対象変更に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十四日、内閣から、衆議院議員坂展人君提出死刑の必要性、情報公開などに関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出神戸小学生殺害の少年事件の検事

調書掲載に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十七日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出景気対策としての土地の流動化促進に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出国鉄清算事業団債務処理法案におけるJ Rの新たな負担に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成十年三月十日 衆議院會議録第十五号

衆議院會議録第六号中正誤

ベ少 段 行 誤 正

三 一 未 蓋 △一、〇四八、一、〇四八、〇
〇〇〇百方円 〇〇百方円

三 二 一 実 施 実 現

同 第七号中正誤

ベ少 段 行 誤 正

二 三 七 二 四 八 二 八 四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第八、十四号の発送は都合により後日となるため、第十五号を先に発送しました。)

発行所 東京一〇五八四四五
二番四号 港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一冊 一〇五円
配 送 料 別